

平成二十三年 藤崎町議会 決算特別委員会会議録（第一号）

平成二十三年十二月五日（月曜日）

出席委員（十四名）

委員長 工藤 健 一

副委員長 清水 孝 夫

委員 奈良 完 治

鶴賀谷 貴

小野 稔

吉村 忠 男

佐々木 政 美

浅利 直 志

前田 信 一

奈良岡 文 英

藤林 公 正

相馬 勝 治

横山 哲 英

野呂 日出男

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町

長

平 田 博 幸

総務課長選管事務局長併任

三 上 治

財 政 課 長

幸 田 信 雄

税 務 課 長

根 岸 鉄 二

企 画 課 長

能登谷 英 彦

住 民 課 長

浅 利 勇 蔵

福 祉 課 長

五十嵐 晋

農政課長農委事務局長併任

三 上 正 裕

建 設 課 長

対 馬 猛 清

上 下 水 道 課 長

三 浦 郁 雄

会計管理者会計課長兼務

齋 藤 美津昭

常 盤 支 所 長

笹 森 末 八

監 査 委 員

神 忠 勝

選 管 委 員 長

三 浦 秀 男

教 育 委 員 長

鈴 木 政 治

教育長職務代行者学務課長

加 福 哲 三

生 涯 学 習 課 長

小 杉 利 彦

学校給食センター所長

對 馬 一 孝

農 業 委 員 会 会 長

工 藤 勲

事務局職員出席者

事務局 長	奈良岡 信彦
補 佐	佐々木 克治

審 査 日 程

議案第五十二号	平成二十二年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
議案第五十三号	平成二十二年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
議案第五十四号	平成二十二年度藤崎町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
議案第五十五号	平成二十二年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
議案第五十六号	平成二十二年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第一日 平成二十三年十二月五日

開 議 午前十時

○委員長（工藤健一君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員数は十四名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会します。

当特別委員会に付託された案件は、議案第五十二号平成二十二年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件から、議案第五十九号平成二十二年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件までの八件でございます。

議案の説明のため、理事者及び説明員の出席を求めました。

初日の本日は、議案第五十二号平成二十二年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件から、議案第五十六号平成二十二年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件までを審査いたします。

二日目は、議案第五十七号平成二十二年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件のほか二件を審査する予定であります。

なお、詳しい審査日程については、お手元に配付の日程表によりご了承願います。

また、歳入歳出を一括審査いたします。

それでは、審査日程に従い、議案第五十二号平成二十二年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

歳入歳出の決算の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（齋藤美津昭君）

おはようございます。

それでは、私から、議案第五十二号平成二十二年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきまして、一括してご説明申し上げますので、恐れ入りますが、お手元に平成二十二年度藤崎町決算書のご用意をお願いいたします。

まず、決算書をこれまでの体裁から変更いたしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

変更した内容につきましては、予算流用と予備費の充用を記載する場所についてであります。これまでの決算書では、予算流用と予備費充用を記載する場所は、歳出の節に記載しておりましたが、今決算書では、目にまとめて記載しておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、説明は、ページ、款、項、目、節の順で、金額につきましては、歳入は収入済額、歳出は支出済額を申し上げますので、よろしくお願いたします。

また、備考及び四百三十二ページからの決算説明資料につきましても、ご参照いただければと思います。

それでは、十九ページをお開き願います。

平成二十二年度の決算は、収入総額が七十六億六千九百四十九万九千四百九十一円、歳出総額は七十四億五千百十五万一千九百十五円となり、歳入から歳出を差し引いた剰余金は二億一千八百三十四万七千五百七十六円となったものであります。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源として継続費逓次繰越額が二千二百万五千三百八十四円、繰越明許費繰越額が五百五十万一千円、事故繰越し繰越額が三百八十二万七千四百四十円であり、その合計額三千百三十二万七千二百二十四円を差し引いた実質収支額はプラス一億八千七百二万四千五百五十二円となったものであります。

次に、地方自治法第二百三十三条の二の規定によりまして、財政調整基金へ一億二千万円、減債基金へ四千五百万円の合計額一億六千五百万円を編入し、残りの二千二百万四千五百五十二円を翌年度へ繰り越ししようとするものであります。

次に、歳入歳出につきまして、決算事項別明細書により、その主なものをご説明申し上げますので、恐れ入りますが、二

十四、二十五ページをお開き願います。

それでは、歳入についてご説明申し上げます。

第一款町税は調定額十一億七千三百二十四万七千六百七十三円に対して、収入済額が十億五千五百七十一万八千八百七十七円となり、収納率は九〇・〇％、歳入に占める割合は一三・八％、前年度との比較では、三千百二十五万七千三百九十一円減のマイナス二・九％になったものであります。

一項町民税は、収入済額が四億一千四十八万百四十九円となり、前年度との比較では三千二百三十八万四千三百四十四円の減のマイナス七・三％になりました。

続きまして、二項固定資産税は、収入済額が五億一千二百四十一万九千六百四十八円となり、前年度との比較では、百十七万一千四百八十八円増のプラス〇・二％になりました。

続きまして、三項軽自動車税は、収入済額が三千五百九十一万七千二百円となり、前年度との比較では九十二万三千三百円増のプラス二・六％となりました。

続きまして、四項町たばこ税は、収入済額が九千六百九十万一千八百八十円となり、前年度との比較では九十六万七千八百三十五円減のマイナスイパーセントになったものであります。

次に、二十六、二十七ページをお開き願います。

第二款の地方譲与税は、収入済額が八千百六十六万四千五十七円となり、歳入に占める割合は、一・〇％、前年度との比較では二百八十七万七千五百五十八円減のマイナス三・四％になったものであります。

続きまして、三款の利子割交付金は、収入済額が三百二十一万三千円となり、歳入に占める割合は〇・〇四％、前年度との比較では六十七万二千元減のマイナスイパーセントになったものであります。

続きまして、四款の配当割交付金は、収入済額が八十五万一千円となり、歳入に占める割合は〇・〇一％、前年度との比

較では二十万五千円増のプラス三一・七％になったものであります。

続きまして、五款の株式等譲渡所得割交付金は、収入済額が二十三万四千円となり、歳入に占める割合は〇・〇〇三％、前年度との比較では五万一千円減のマイナスイ・九％になったものであります。

続きまして、六款の地方消費税交付金は、収入済額が一億四千百五十二万円となり、歳入に占める割合は、一・八五％、前年度との比較では、二十四万三千円減のマイナス〇・二％になったものであります。

次に、二十八、二十九ページをお開き願います。

七款の自動車取得税交付金は、収入済額が二千四十七万七千円となり、歳入に占める割合は〇・二七％、前年度との比較では百四十七万五千円減のマイナス六・七二％になったものであります。

続きまして、八款の地方特例交付金は、収入済額が二千四百九十万六千円となり、歳入に占める割合は〇・三％、前年度との比較では八百八十六万三千円増のプラス五五・二五％となったものであります。

続きまして、九款の地方交付税は、収入済額が普通交付税で三十三億二千八百七十二万一千円、特別交付税が二億一千四百九十一万七千円の三十五億四千三百六十三万八千円となり、歳入に占める割合は四六・二％、前年度との比較では、二億六千三百二十二万八千円増のプラス八・〇二％になったものであります。

続きまして、十款の交通安全対策特別交付金は、収入済額が二百四十八万円となり、歳入に占める割合は〇・〇三％、前年度との比較では六万八千円減のマイナス二・六七％になったものであります。

続きまして、十一款の分担金及び負担金は、調定額一億七千四百七十五万一千四百二十七円に対して、収入済額が一億六千九百十六万一千三百二十七円となり、収納率は九六・八％、歳入に占める割合は二・二％、前年度との比較では二千二百六万七千三百八十円増のプラス一五％になったものであります。

次に、三十、三十一ページをお開き願います。

十二款の使用料及び手数料は、調定額七千二百六十五万九千七百四十円に対して、収入済額が六千九百九十三万五千九百二十円となり、収納率は八五・二％、収入に占める割合は〇・八％、前年度との比較では十九万四千四百六十円増のプラス〇・三一％になったものであります。

次に、三十四、三十五ページをお開き願います。

十三款国庫支出金は、収入済額が十億一千九百四十四万六千九百円となり、歳入に占める割合は一三・三％、前年度との比較では五億五千六百九十九万八千六百八十六円減のマイナス三五・三三％になったものであります。一項国庫負担金一目民生費国庫負担金の収入済額四億八千二百二十六万二千三百八十五円は、一節の介護訓練等給付費負担金のほか、三節の保育所運営費と五節の子ども手当負担金が主なものであります。続きまして、二項国庫補助金一目民生費国庫補助金の収入済額一千九百一十七千円は、二節次世代育成支援対策交付金が主なものであります。

次に、三十六、三十七ページをお開き願います。

二目土木費国庫補助金の収入済額七千二百三十四万円は、社会資本総合整備交付金であります。続きまして、三目教育費国庫補助金の収入済額一億一千四百八十五万円は、四節の安全安心な学校づくり交付金が主なものであります。続きまして、四目総務費国庫補助金の収入済額三億二千百万三千円は、地域活性化公共投資臨時交付金ときめ細かな臨時交付金であります。

次に、三十八、三十九ページをお開き願います。

十四款県支出金は、収入済額が四億二千八百五万三千五百七十七円となり、歳入に占める割合は、五・六％となったものであります。また、前年度との比較では六千九十四万二千五百六十円減のマイナス二・四六％になりました。一項県負担金一目民生費県負担金は、収入済額が二億六千百十七万七千四百五十二円となり、二節の介護訓練等給付費負担金のほか、三節の保険基盤安定負担金と五節の保育所運営費が主なものであります。続きまして、二項県補助金一目総務費県補助金の

次に、四十六、四十七ページをお開き願います。

十八款繰越金は、収入済額が二千三百七十三万三千五百七十九円となり、歳入に占める割合は〇・三％となったものであります。また、前年度との比較では、五千七百十二万五千四百二十三円減のマイナス七〇・六五％になりました。

続きまして、十九款諸収入は、収入済額が一億五千四百十六万七千三百七十円となり、歳入に占める割合は二％となったものであります。また、前年度との比較では一千二十二万八千九百四十八円減のマイナス六・二二％になりました。三項貸付金元利収入一目地域総合整備資金貸付金元利収入の収入済額は六千百五十三万六千円となりました。

次に、四十八、四十九ページをお開き願います。

五項雑入三目雑入、収入済額八千八百八十三万七千二百八十九円は、一節の競輪交付金のほか、三節の市町村振興自治宝くじ交付金や原子燃料サイクル事業推進特別対策事業補助金などであります。なお、三節雑入備考欄のその他雑入二千三百三十三万四千七百九十九円の詳細については、お手元に別に配付しております平成二十二年度雑入予備費充用に関する資料をご参照願います。

続きまして、二十款町債は、収入済額が八億九千二百八十万円となり、歳入に占める割合は、一一・六四％となったものであります。また、前年度との比較では、十億四千二百七十万円減のマイナス五三・八七％になりました。一項町債一目総務債の収入済額一億七千七百六十万円は、一節の役場本庁舎空調設備改修事業に係る合併特例事業債と三節の電算システム再構築事業に係る電算システム再構築事業債などであります。続きまして、二目衛生債の収入済額六百五十万円は、斎場改修に係る合併特例事業債であります。

次に、五十、五十一ページをお開き願います。

三目農林水産業債の収入済額一千百八十万円は、一節の農道保全対策事業に係る農業農村整備事業債と二節の県営中豊田地区ふるさと農道緊急整備事業に係る地方道路等整備事業債であります。続きまして、四目土木債の収入済額三千百四十万

円は、一節の町道整備事業に係る町道整備事業債と二節の柏木堰地区消融雪溝整備事業に係る合併特例事業債であります。続きまして五目消防債の収入済額九百七十万円は、小型動力ポンプ付積載車購入事業に係る消防施設整備事業債であります。続きまして、六目臨時財政対策債は、四億八千八百七十万円となったものであります。続きまして、七目教育債の収入済額一億六千七百十万円は、藤崎小学校改築事業と藤崎中央小学校グラウンド緑化事業に係る学校教育施設等整備事業債であります。

以上、歳入の収入済額合計は、七十六億六千九百四十九万九千四百九十一円となり、前年度との比較では、十五億六千九十七万六千六百四十四円減のマイナス六・四二%になったものであります。

次に、歳出についてご説明を申し上げますので、五十六、五十七ページをお開き願います。

一款議会費の支出済額八千七百六十一万六千百十七円は、議員報酬などの經常経費が主なものであり、歳出に占める割合は一・一八%、前年度との比較では八百四十九万三千三百八十三円減のマイナス八・八四%になったものであります。

次に、五十八、五十九ページをお開き願います。

二款総務費の支出済額は十五億二千三百三十九万七千二百五十六円となり、歳出に占める割合は二〇・四五%、前年度との比較では六億六千六百三十六万二千八百八十二円減のマイナス三〇・四三%になったものであります。一項総務管理費一目一般管理費の支出済額十三億四千四百五十一万六千三百三十円は、一般職と特別職の給料や職員退職手当組合負担金などの人件費が主なものであります。

次に六十二、六十三ページをお開き願います。

二目財政管理費の支出済額九千七百四十四万三千五百四十九円は、財政調整基金や公共施設等整備基金などへの積立金が主なものであります。

次に、六十四、六十五ページをお開き願います。

四目財産管理費の支出済額一億八千五百七十一万八千八百七十一円は、十一節の光熱水費などの需用費や十三節の清掃業務などの委託料のほか、十五節の役場庁舎空調設備改修工事費などであります。

次に、六十六、六十七ページをお開き願います。

五目企画費の支出済額八百七万九千二百十二円は、十九節の津軽広域連合総務費負担金やまつり実行委員会補助金などあります。

続きまして、六十八、六十九ページをお開き願います。

八目電子計算費の支出済額二億一千五百二十六万六千百九十円は、十三節の総合行政システム保守業務や、電算システム再構築業務などの委託料が主なものであります。十目支所費の支出済額六千四百一万五千三百六円は、一般職員の人件費のほか、十一節の需用費や十三節の委託料が主なものであります。

次に、七十四、七十五ページをお開き願います。

十二目地域活性化きめ細かな臨時交付金支出済額一億六千三百二十五万四千七百三十円は、十五節の集会施設修繕工事費や町道整備費などの工事請負費が主なものであります。

次に、七十六、七十七ページをお開き願います。

徴税費一目税務総務費の支出済額一億八百三十万七千九百四十五円は、一般職員の人件費のほか、固定資産標準値鑑定業務と固定資産路線価見直し業務などの委託料が主なものであります。

次に、八十、八十一ページをお開き願います。

三項戸籍住民登録費一目戸籍住民登録費の支出済額四千九百七十六万一千九百二十円は、一般職員の人件費のほか、十三節の戸籍総合システム保守業務の委託料などが主なものであります。

次に、八十二、八十三ページをお開き願います。

四項選挙費一目選挙管理費の支出済額百七十六万八千六百円は、十三節の投票人名簿システム構築業務委託料などであり
ます。

次に、八十四、八十五ページをお開き願います。

四目参議院議員選挙費の支出済額七百三十九万三千五百七十一円は、参議院議員選挙のための人件費などであり
ます。

次に、八十六、八十七ページをお開き願います。

五目県議会議員選挙費の支出済額百九十五万五千四百六十六円は、県議会議員選挙のための十三節のポスター掲
示場設置等委託料や十八節の選挙用備品購入費などであり
ます。

次に、八十八、八十九ページをお開き願います。

三款民生費の支出済額は十九億百六十二万三千六百七十八円となり、歳出に占める割合は二五・五二%、前年度
との比較では一億六千九百七十九万五千四百十七円増のプラス九・八%になったものであります。

次に、九十、九十一ページをお開き願います。

一項社会福祉費一目社会福祉総務費の支出済額一億二千五百八十六万九千六百八十五円は、人件費のほか、十三
節の福祉バス運行業務などの委託料や十九節の社会福祉協議会への補助金などであり
ます。

次に、九十四、九十五ページをお開き願います。

三目老人福祉費の支出済額一千七百八十六万七千六百六十九円は、十九節の老人クラブへの補助金や二十節の
施設入所者への措置費などであり
ます。

次に、九十六、九十七ページをお開き願います。

四目障害者福祉費の支出済額二億四千六百六十一万一千三百七十七円は、十三節の地域生活支援事業などの
委託料や、二十節の介護訓練等給付費の扶助費などであり
ます。

次に、九十八、九十九ページをお開き願います。

八目国民健康保険整備費の支出済額一億六千四百七十三万一千九百九十四円は、二十八節の保険基盤安定繰出金や職員給与費等繰出金などであります。続きまして九目介護保険整備費の支出済額二億四千八百六十九万二千五百七十四円は、二十八節の職員給与費等繰出金と、現年度分介護給付費繰出金であります。続きまして十目後期高齢者医療整備費の支出済額二億一千二百四十一万三千百六十二円は、二十八節の保険基盤安定繰出金や療養給付費繰出金などであります。

次に、百、百一ページをお開き願います。

二項児童福祉費二目児童措置費支出済額七億九千五百三十二万四千百五十四円は、十三節の保育所事業の委託料や二十節の保育所運営費などの扶助費が主なものであります。

次に、百四、百五ページをお開き願います。

四款衛生費の支出済額は四億一千九百四十四万七千六百六十二円となり、歳出に占める割合は五・五二％、前年度との比較では六千九百八十六万六千七百四十九円減の、マイナス一四・五三％になったものであります。一項保健衛生費一目保健衛生総務費の支出済額四千六百七十七万七千八百二十九円は、安全な妊娠、出産、育児の保健指導や、健康診査のための一般職員の人件費のほか、十三節の妊婦健診業務などの委託料や十九節の高度救命救急センターの運営費補助金などであります。

次に、百八、百九ページをお開き願います。

三目予防費の支出済額八千七百六十二万八千八百十八円は、十三節の医療個別検診委託料などの各種検診委託料や、十九節の新型インフルエンザ負担軽減事業費補助金などであります。

次に、百十二、百十三ページをお開き願います。

五目乳幼児医療費給付費の支出済額一千四百八万六千二百四十一円は、二十節の乳幼児医療費等給付費などであります。

次に、百十四、百十五ページをお開き願います。

二項清掃費一目清掃総務費の支出済額一億八千二百二十六万一千二百二十五円は、十三節のごみ収集運搬業務などの委託料や十九節の一部事務組合への負担金などであります。

次に、百十六、百十七ページをお開き願います。

五款労働費の支出済額九万三千六百六十円は、出稼ぎ者の事故防止や安全就労のための健康診断料で、前年度との比較では六万二百十円増のプラス一八〇％になったものであります。

続きまして、六款農林水産業費の支出済額は三億七千三百九十九万一千三百九十円となり、歳出に占める割合は五％、前年度との比較では四千八百五十七万四千八百五十八円減のマイナスイ・五％になったものであります。

次に、百十八、百十九ページをお開き願います。

一項農業費一目農業委員会費の支出済額二千五百六十七万九百七十円は、一般職員の人件費のほか、委員報酬や通常総会の経常経費が主なものであります。

次に、百二十、百二十一ページをお開き願います。

二目農業総務費の支出済額六千二百八万一千二百五十六円は、一般職員の人件費が主なものであります。

次に、百二十二、百二十三ページをお開き願います。

三目農業振興費の支出済額二千五十一万一千二百六十五円は、農業災害の備えとして、十九節のりんご共済制度加入促進事業費補助金や野菜の施設栽培による所得向上のための冬の農業省エネ施設等整備事業費への補助金などであります。

次に、百二十四、百二十五ページをお開き願います。

五目農地費の支出済額五千八百四十万一千二百三十七円は、十九節の国営浅瀬石川土地改良事業費負担金や、農地・水・環境保全向上対策交付金などであります。

次に、百二十六、百二十七ページをお開き願います。

六目農業集落排水事業費の支出済額二億百二十二万一千円は、農業集落排水事業会計への補助金及び出資金であります。

次に、百二十八、百二十九ページをお開き願います。

七款商工費の支出済額は二千四百三万一千七百八十九円となり、歳出に占める割合は、〇・三二%、前年度との比較では、一千二百十四万六千八百九十七円増のプラス一〇二・二%になったものであります。

次に、百三十、百三十一ページをお開き願います。

一項商工費二目商工振興費の支出済額一千百八十九万五千六百五十四円は、十九節の町商工会補助金や特産品開発支援事業費補助金などであります。

続きまして、八款土木費の支出済額は、四億四千九百六十八万三千二百九十四円となり、歳出に占める割合は六・〇四%、前年度との比較では六千三百九十八万五千三百四十三円減のマイナスイ二・四六%になったものであります。一項土木管理費一目土木総務費の支出済額八千三百八十三万七千四百四十一円は、一般職員の人件費が主なものであります。

次に、百三十二、百三十三ページをお開き願います。

二項道路橋梁費一目道路維持費の支出済額三千百四十七万二千三百八十六円は、十三節の消融雪溝清掃業務などの委託料や十五節の防雪柵設置等工事費などの工事請負費が主なものであります。

次に、百三十六、百三十七ページをお開き願います。

二目道路新設改良費の支出済額一億一千七百八万五千五百八十九円は、一般職員の人件費のほか、十五節の町道等整備費などであります。

次に、百三十八、百三十九ページをお開き願います。

三目除雪事業費の支出済額四千七百四十一万二百六十二円は、生活道確保のための除雪費用であり、十三節の除雪業務委託料が主なものであります。

次に、百四十、百四十一ページをお開き願います。

三項都市計画費二目下水道事業費の支出済額一億五千四百三十八万二千円は、下水道事業会計への補助金と出資金であります。

次に、百四十二、百四十三ページをお開き願います。

九款消防費の支出済額は、二億八千五百七十八万四千四百四十五円となり、歳出に占める割合は三・八四％、前年度との比較では四千二百八十九万九百八十円増のプラス一七・六六％になったものであります。一項消防費一日常備消防費の支出済額二億一千百七十八万三千円は、弘前地区消防事務組合の負担金であります。続いて二目非常備消防費の支出済額三千二百九十二万八百七十三円は、一節の消防団員の報酬や十九節の区市町村総合事務組合への負担金などであります。

次に、百四十四、百四十五ページをお開き願います。

三目消防施設費の支出済額三千五十三万二千百四十円は、十五節の第八分団の屯所新築工事費や、十八節の第六分団の小型動力ポンプ付積載車の購入費などであります。

次に、百四十六、百四十七ページをお開き願います。

十款教育費の支出済額は十一億二千五百七十七万二千九十九円となり、歳出に占める割合は一五・一一％、前年度との比較では八億五千六百五十五万九千二百九十七円減のマイナス四三・二一％になったものであります。

次に、百四十八、百四十九ページをお開き願います。

一項教育総務費二目事務局費の支出済額一億二千八百九十二万七千六百九十一円は、一般職員の人件費のほか、十三節のスクールバス運行業務などの委託料や十九節の小中学校各種県大会等の出場費の補助金などあります。

次に、百五十二、百五十三ページをお開き願います。

三目給食センター費の支出済額一億六千九百二万九千九百二十九円は、一般職員の人件費のほか、十一節の給食賄材料費

などの需用費や、十三節の学校給食配送業務委託料などの学校給食業務の費用であります。

次に、百五十六、百五十七ページをお開き願います。

二項小学校費一目藤崎小学校費の支出済額一千八百六十二万四千八百十三円は、一般職員の人件費のほか、十一節の光熱水費などの需用費や十三節のエレベーター管理業務委託料などの施設管理費用が主なものであります。

次に、百五十八、百五十九ページをお開き願います。

二目藤崎中央小学校費の支出済額七千七百六十七万百六十一円は、一般職員の人件費のほか、十一節の燃料費などの需用費や十五節のグラウンド緑化工事費などであります。

次に、百六十、百六十一ページをお開き願います。

三目常盤小学校費の支出済額二千三百二十七万四千二百六円は、一般職員の人件費のほか、十一節の光熱水費などの需用費や十三節の校舎清掃業務委託料などの施設管理費用が主なものであります。

次に、百六十四、百六十五ページをお開き願います。

四目藤崎小学校建設費の支出済額四億五百七十四万九千九百五十九円は、十五節の屋内運動場改築工事費などであります。

次に、百六十六、百六十七ページをお開き願います。

三項中学校費一目藤崎中学校費の支出済額三千四百二万七百二十五円は、一般職員の人件費のほか、十一節の光熱水費などの需用費や十八節の備品購入費などであります。

次に、百六十八、百六十九ページをお開き願います。

二目明德中学校費の支出済額一千四百四十二万四千六百四十九円は、一般職員の人件費のほか、十一節の光熱水費などの需用費や十三節の校舎清掃業務委託料などの施設管理費用が主なものであります。

次に、百七十二、百七十三ページをお開き願います。

四項社会教育費一目社会教育総務費の支出済額一億四千四百八十一万七千六百四十六円は、一般職員の人件費のほか、十九節の町文化協会補助金などであります。

次に、百七十四、百七十五ページをお開き願います。

二目公民館費の支出済額百五十四万四千九百九十五円は、八節のながしこ奨励金などの報償費や、十九節の成人式実行委員会補助金などであります。

次に、百七十六、百七十七ページをお開き願います。

三目図書館費の支出済額一千三百七十六万六千二百二十円は、嘱託員賃金のほか十三節の図書館ネットワーク整備事業などの委託料や、十八節の図書資料の備品などであります。

次に、百七十八、百七十九ページをお開き願います。

四目保健体育費の支出済額三千四百二十五万二千八十六円は、十三節のスポーツプラザ藤崎警備業務などの施設管理委託料や、十九節の町体育協会補助金などの団体補助金が主なものであります。

次に、百八十、百八十一ページをお開き願います。

五目文化センター管理運営費の支出済額三千二百三十七万八千四百四十五円は、十一節の光熱水費などの需用費や十三節の舞台機構設備保守業務委託料などの施設管理費用が主なものであります。

次に、百八十四、百八十五ページをお開き願います。

六目ふれあいずーむ館管理運営費の支出済額一千五百六万九千二百二十一円及び七目常盤生涯学習文化会館管理運営費の支出済額七百二万三千八円並びに、八目常盤ふるさと資料館管理運営費の支出済額四百四十二万三千四百四円は、各施設の維持管理のための十一節の光熱水費などの需用費や十三節の施設管理委託料が主なものであります。

次に、百八十八、百八十九ページをお開き願います。

十二款公債費は、支出済額が十二億六千八百十一万五千四百七十五円となり、歳出に占める割合は一七・〇二%、前年度との比較では一億七百七十三万九千七百八十三円減のマイナス七・八三%になったものであります。一項公債費一目元金の支出済額十億七千二百三十六万三千五百三十六円は、財務省のほか、青森銀行や郵便貯金・簡易生命保険管理機構などへの償還金であります。

次に、百九十、百九十一ページをお開き願います。

二目利子の支出済額一億九千五百七十五万一千九百三十九円は、財務省などへの利払いであります。

続いて、十三款予備費は、予備費支出及び流用増減欄のマイナス一千七百三万四千三百五十六円がその額であります。

なお、備考に記載する充当の内容につきましては、別に配付してございます平成二十二年度雑入予備費充用に関する資料をご参照願います。

以上、歳出の支出済額合計は、七十四億五千百十五万一千九百十五円となり、前年度との比較では十五億九千六百五十九万六百四十一円減のマイナス一七・六五%になったものであります。

これで、平成二十二年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件の概要について説明を終わります。

この後、委員からのご質問に対しましては、担当部署よりお答えを申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（工藤健一君）

決算の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑者はページ数を読み上げてから質疑をお願いします。これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

農地費にかかわることでございます。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員に申し上げます。

ページ数を読み上げ……。

○浅利直志委員

ページ数を今から言おうとしているんじゃないですか。何をやっているんですか。（「すみません」の声あり）

農地費ということであれば、これは百二十六ページなら、百二十六ページになっているでしょう。百二十七ページです。

この中で、農地・水・環境保全向上対策交付金ということ、一千九百七十一万円ほど支出したわけですが、これは、現在どれぐらいの団体に、どのような内容でですね、交付されているのかということについてお聞きいたします。

○委員長（工藤健一君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。

団体名まであれですか。現在、十九年から行われています事業でございます、常盤地区が十一団体、それから藤崎地区が三団体の全部で十四団体でございます。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

この農地の砂利敷きだとかも含めてですね、有効に活用しているところもありますし、ただ、決算と若干関係するんですけれども、各団体でですね、お金を余せば、それは返還してもらわなきゃならないよとか、そういう問題も発生しているや

に聞いているんですけれども、各団体の決算についてですね、基本的にどういう対応をですね、していращやるのかという
うことについてお聞きいたします。

○委員長（工藤健一君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えいたします。

実質余せばですね、返してくださいということでございまして、そこはやはり地域ですね、工夫して、できるだけそ
ういう交付金、補助があるものですから、できるだけ使えるものについては、使ってですね、地域の環境整備に役立ててくだ
さいということでは指導してございます。一応地域の意思、計画に基づいてということをやっているということ
でよろしいでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

同じく百二十七ページのところなんですけれども、その十五節ですね、工事請負費というのがあるんですけれども、例
えばその中で、若松の水路敷設工事費六十八万円というのですね、あるんですけれども、具体的に言えば、水路を新たに
敷設というか、つくったということですか、それとも従来の水路を改良したということなんでしょうか。どういうことだと
承知していращいますでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

これは、実際常盤小学校通りの若松地区の墓地の横ということで、もともとの水路があったところに、製品を入れたというところでございます。

以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

そうしますと、町道といいますか、この二十二年度の事業の中で、常盤の小学校通りの舗装の工事というのは、常盤の地区の住民にとってみれば、目に見えて、少しはこれはよくなったなど、合併してようやくこれができたのかという感じを受けているんですけども、それに附帯して、小学校通りの道路の工事と附帯してやらさった工事だというふうなことでよろしいんですか。

○委員長（工藤健一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前十時五十六分

再 開 午前十時五十八分

○委員長（工藤健一君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数でいきますとですね、除雪事業費の中なんですけれども、百三十九ページですか。

その中で、これは委託料十三節三千二百三十七万円ほどになっていると。これはですね、実際三千二百三十七万円委託して、払ったと。全員協議会でも年間三十回ほど出動する、それをもとにして一回何ぼだという定額的な試算を、委託料を払っているということなんですけれども、私が聞きたいのはですね、ちょっと通告はしていなかったですけれども、一体去年の場合ですね、かなり天気がよくて出動回数は少なかったと思うんですよ。三十回のところを十五回ぐらい、実際出動したのはどれくらいだったのかなという、その辺はどういうふうに押えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

二十二年度の実績は二十二回でございます。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

同じところですね、工事請負費で木挽町消融雪井戸洗浄工事費と。これは今回、何か要望書なんかも上がってるんですけれども、要望書の内容は置いておきます。それはいいんです。具体的に言えば、これはどういう工事をなされたんでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

これは二十二年の冬期に供用を開始しまして、すぐに井戸から水が出ないということが発生いたしまして、原因を調査したところ、井戸の中の揚水管という部分が破損して、そこから砂利等が下の方に漏っているという状態で、それでこの井戸が使えないということで、その補修工事でございます。実際は、その井戸がもう使えないということで、ここの木挽町のこの消融雪溝につきましては、現地の川の方から水をくみ上げるという形で、水源を確保することにいたしました。その工事費でございます。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

従来の井戸が使えなくなったんでしょう。使えなくなって、それを今度は井戸じゃなくて、いわゆるポンプで水をくみ上げるというか、そういう工事をしたということなんですか。それとも今、井戸の中が破損して水が出ないような状態になったと。それを部分的にも改修もして、そっちも使えるようにするし、またポンプでの水のくみ上げというか、その辺はどちらがどうなったんですか。

○委員長（工藤健一君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えします。

これはやっぱりその既設の井戸がもう完全に使えないということで、新設、また新たに掘るのはかなりの金額を要すると

ということで、近くの川から、そこに水中ポンプを設置して、そこからくみ上げるように工事をしたものでございます。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

いや、本当にそうであれば、私もいいんですけども、では、その井戸そのものが使えないという判定そのものはですね、役場でやったんですか、それとも業者に頼んでやったんですか、その辺はどういうふうな判断でもう使えないというふうになったんですか。

○委員長（工藤健一君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

これは業者の方に委託しまして、判断しました。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数でいきますと、これは同じようなところですね、百三十七ページ、この中で、一億一千七百八万円ですね。この中にあれも入っているんですか、地下道の舗装工事だとか。そういう道路改良費の中に入っているんでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えします。

この中には地下道の工事の分は含まれておりません。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志君

どこに入っているんですか。

○委員長（工藤健一君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

地下道の工事に関しましては、二十二年度の繰り越しのきめ細かな交付金の事業でございます。

○委員長（工藤健一君）

横山委員。

○横山哲英委員

百三十一ページの二目商工振興費の十九節特産品開発支援事業補助金三百二十三万三千円と、ちょっとずれますけれども、
関連でもよろしいですか、委員長。

○委員長（工藤健一君）

はい。

○横山哲英委員

企画課長ですか、これは紅のリンゴだか、その事業ですか。

○委員長（工藤健一君）

企画課長。

○企画課長（能登谷英彦君）

そのとおりでございます。商工会に委託した紅の夢のことでございます。

○委員長（工藤健一君）

横山委員。

○横山哲英委員

今、この町PRのために大変よい事業だとは認識しております。ちょっと決算とはずれますけれども、来年度とかのその事業計画ってすか、見通しをどう考えておりますか。決算とは若干ずれますけれども、もしよろしければ、お願いいたします。

○委員長（工藤健一君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前十一時八分

再 開 午前十一時九分

○委員長（工藤健一君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

横山委員。

○横山哲英委員

大変ありがとうございます。

ぜひこれも明日商工会からそういう要望書みたいなのがあるみたいですが、ぜひ前向きに、当町のPRのため、頑張っている予算をつけて、いい事業を進めてもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

今、横山委員が質問したことと関係するんですけども、町としては、特産品を売り込む、あるいはそのツールといたすか、道具を準備するという意味ではですね、事業としては進捗したんだろうと思いますけれども、今後この事業を進展させていく上でですね、どういうことがもっと必要だというふうに、この間、事業を何年間もやってきているわけですね。四、五年にわたって、もっと必要だというのは何が必要だと思っていらっしゃるのか。

あるいはまた、紅のリンゴ、そのものが足りないんだということも聞きますんですけども、それらについてはどういうふうに対応していくということなのか、その辺はどういう認識を持っていらっしゃるのか、お聞きします。（「委員長、休憩」の声あり）

○委員長（工藤健一君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前十一時十一分

再開 午前十一時十三分

○委員長（工藤健一君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

平田町長。

○町長（平田博幸君）

委員各位からは、町の特産物の付加価値をつけた加工品もひっくるめてですね、いろいろな各方面からのご心配で、今日のこのような発言になったと思っております。実際のところ、私も大山ハッピーロードには一昨年行かせていただきました。紅の夢を中心にですね、特産物は我が町にいっぱいありますので、ニンニク、リンゴ、お米、あるいは赤い卵とかですね、総合的に五社協定もひっくるめましてですね、総合的にいろいろな角度から各方面から意見を聞いて、さらなる藤崎ブランド化を図るために、これから関係課と、そしてまた、関係機関と協議して、前向きに取り組んでまいりたいと、そう思っております。

また、今月中にですね、JA津軽みらい、JAつがる弘前、そして中央会、あるいは弘果等ですね、私の方から担当課にアポをとっていただいて、もろもろ今の皆さんのご意見を参考にしながら、前向きに取り組むためのトップとの協議を詰めながらですね、細かいところはこれから進めていきたいと、そう思っております。現状では、今まではだめだという認識は持っていますので、これから議員各位の皆さんからもご意見を聞きながら対処してまいりたいと、そう思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

百十六ページの農林水産業費について聞きたいんですけども、先ほどの会計管理者の説明で、歳出全体の割合が五%と。前年比マイナス一・五%と。農業を基幹産業とする我が町にとっては、ちょっと寂しい数字かなという感じはしますけれども、それで、その次に、百二十五ページのりんご苗木助成事業費補助金、この補助金の交付要件というか、交付するための条件がどうなっているのか、質問いたします。

○委員長（工藤健一君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

二十二年のリンゴの苗木に対する補助事業ということでやらせていただいていた。新品種を二種指定してですね、それに改植した場合に、一本七百円を助成しますということで進めた事業でございます。新品種につきましては、あおり 12号、もう一種類があおり 13号中期でしたか。その二品種に限定して行っております。

以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

あおり 12号とあおり 13号に限定したということですけども、この限定した理由はどこから来たんですか。

○委員長（工藤健一君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

当初やはり県の方でもふじに代わる品種、それから変色しない、すって置いても変色しないリンゴの品種ということで模索してきた結果がですね、マスコミ等でもいろいろ問題になった品種でございますけれども、それが開発されたということで、町としても、今現在、ふじが約半分を占めてございます。それに代わる品種に関しては、そういう面では、どうしても労働力が集中するというので、分散できるような、そしてまた、加工用に向けた品種ということで、それをやっぱり進めていくべきではないかということで、その品種については入れてございます。

それから、あおり品種につきましては、普通冷蔵でも長期保存ができるということで、これについてもふじに代わる品種として一部入ってもいいだろうということでですね、そういう意図もございまして、この二種に限定させていただいたということでございます。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

ということは、これ県の方針でこのようになったということで解釈してよろしいでしょうか。

その上の同じページのその五行ぐらい上のりんご経営安定対策事業補助金、この内容についてもあわせて一緒に聞きます。

○委員長（工藤健一君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

済みません、ちょっと私資料を……。

○委員長（工藤健一君）

暫時休憩いたします。十分ほど休憩いたします。再開は三十分といたします。

休 憩 午前十一時二十分

再 開 午前十一時三十分

○委員長（工藤健一君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

答弁、農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

お答えします。大変失礼いたしました。

決算書に載ってますりんご経営安定対策事業についてですが、これにつきましては、十九年、二十年、二十一年、二十二年ということ、四年を一セットにして、五十アール以上の農家が対象です。五十アールから百アールまでが対象になります。例えば価格が低迷したときに、農家も当然、国、県、町、それから農家が積み立ていたします。そして、それをリンゴの単価がキロ、二百二十二円以下になった場合に、農家に対して補てんしますよという事業でございます。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

要するに、その価格安定事業の町の負担分ということですか。

○委員長（工藤健一君）

農政課長。

○農政課長（三上正裕君）

そのとおりでございます。

○委員長（工藤健一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

リンゴの苗木の助成事業もそうですけれども、今、リンゴ農業の主品目とする町として、新しいリンゴの木を植えて、リンゴの生産量をふやしていくと。これから将来一生懸命農業をやっていく若者たちが夢を持てるような農業に町としても協力していくべきだと思うんですけれども、そして、その上の経営安定対策事業、農家経営も安定していないと、次の世代にまたなかなか引き継いでいけないという事情もありますので、こういう事業を大いにPRして、広めて農家の経営体力を向上させるために、頑張っていくべきだと思うんですけれども、その辺について町長は将来どう考えているのか、町として独自にリンゴの苗木の補助事業を創設していくとか、将来的にですね、そういう考えはないのか、町長に伺いたいと思います。

○委員長（工藤健一君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

今、百二十五ページの二つの決算についての関連した内容の今後の考え方ということだと思います。

リンゴに限らず、基幹産業は農業でございますので、稲作も、リンゴも、あるいは、花卉も、あるいはニンニクもですね、農家のために助成できる範囲では前向きに検討していきたいと、そう思っております。特段、リンゴに関してはですね、今現状でやっている事業もあります。ありますけれども、例えば最近、新聞等にぎわせておりますいわゆるコンピューザの

件でございますけれども、三日ぐらい前に、弘果です、関係するJAとか集まってですね、その委員会を立ち上げたみたいでございます。とにかく安全で安心で、なおかつブランド化に向けてですね、あらゆる角度からいろいろ検証しながら、農家育成のための事業は新規もひっくるめて考えていきたいと、そのような考え方でこれからまい進していきたいと、そう思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（工藤健一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

今コンフューザの話も出ましたけれども、コンフューザを何のために利用していくのかということですが、ただ病害虫の防除の経費節減という観点からだけでなく、藤崎ブランド、安全安心な農作物なんだよというところまで、最終的に結びつけていかないと、単発的に終わってしまうという可能性もありますので、その辺は十分考慮しながら、コンフューザの事業は進めていただきたいと、こう思っております。

○委員長（工藤健一君）

小野委員。

○小野 稔委員

百五十三ページをお願いします。

学務課に、負担金十九節の中の小学校修学旅行の補助金と中学校の修学旅行補助金、合併する前、七年前になりますけれども、常盤村のときに、この補助金ありまして、これ合併するときそのまま継続で今やっておりますけれども、今回、この補助、もう一回確認のためですけれども、何割の補助になっているのか。

小学校、中学校、人数の、そこら辺を教えてくださいと思います。

○委員長（工藤健一君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

お答えいたします。

小学校の補助金については、最大四万円の半額の二万円の助成、それと中学校については最大八万円の半額の四万円の助成をしております。

修学旅行の、まず小学校の人数ですけれども、藤崎小学校が三十二名、常盤小学校が五十六名、中央小学校が四十一名、藤崎中学校が八十六名、明德中学校が五十名でございます。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

小野委員。

○小野 稔委員

今のこの半額の補助ということで、ここ何年か、ずっとこのままで来ていると思うんですけれども、ちょっと関連でよろしいですか。

○委員長（工藤健一君）

はい。

○小野 稔委員

町長にお聞きいたします。

これは、前の話ですけれども、このまま継続するのか、これを減額して、もとの藤崎合併する前は、この補助はなかった

わけなんですけれども、この補助について、町長はこれからどういう考えであるのか、そこをお聞きしたいと思います。

○委員長（工藤健一君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

先般の二十八日の私の所信の表明で、皆さんもご存じのとおり、来年度からですね、乳幼児含めて、小学校まで医療費の無料化を目指したいというお話しをさせていただきました。一方では、財政の裏づけも皆さん心配だと思っております。今すぐはちょっと無理ですけれども、今の内容の質疑ですけれども、財政が伴えばですね、ずっとずっと永久的にこれは半額助成というのは、これは皆さんからのまた要望だと思っております。

ただ、すべての生徒の皆さんに、今後継続してずっと小学校で二万円、中学校で四万円の修学旅行の補助金を出していいのかという、私は、今後速やかに、学校、それからPTA、あるいは教育委員会と協議して、できるならば、近い将来、この約五〇%の補助金をですね、削減の方向で検討したいというのが今の現状の考え方でございます。全くゼロにするという考えはございません。

以上であります。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

同じページでございます。百五十三ページ、その二十節の扶助費就学援助費というのが一千六百二十六万円ほど計上されています。これは年々ふえる傾向に、現在はあるのかなど。いわゆる就労の不安定といいますか、そういう問題も含めてですね、それで、これは現在何人ぐらい、準要保護も含めてですね、対象にしているという、その点では学ぶことが経済的に

損なわれないようにするという点でいいんですけども、現在何人ぐらいなのかという点については、どんなもんなんですか。

○委員長（工藤健一君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

ちょっとその人数については手元に資料がございません。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

では、後ほどでもいいんですけども、具体的に言えば、この制度はどういうふうに早い話が、学校で用紙を渡して、こういう援助制度もありますよという、学校で用紙を渡して、学校で取りまとめして、そして教育委員会に持ってきて、それを認定するという形なんですか。どういう制度を現在とっていらっしゃるんですか。

○委員長（工藤健一君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

この制度はですね、所得の低所得者に対してでございます。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

ですから、それらは広報にも載ったりして、教育委員会で早い話に取りまとめているのかね、それとも学校で、経済的に厳しい人はこういう制度があるんですよという先生が子供たちに説明してですね、やっているのか。そうじゃなくて、PTAというか父兄にそういう就学援助制度ありますよと、申し込む人は申し込んでくださいよという、実際的にどういうふう
に運用していらっしゃるんですかということを知っているんですから。それはちゃんと答えてもらわないと、次に進めませんよ、それ。

○委員長（工藤健一君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

これについては、学務課の方で、そういう就学援助に対するチラシを配布しまして、あと学校の方にそのチラシを児童生徒に持たせまして、その制度の周知を図っているところでございます。それで、それに対して、該当する方は学務課の方に持ってくるということになっております。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そうすれば、対象というか、私なら私、Aさんという家で、親父も失業したし、就学援助制度でですね、受けるじゃない申請はですね、学校の方でも受け付けるけれども、教育委員会でも受け付けるということじゃなくて、教育委員会でまと

めて受け付けているという実体なんですか。私は両方で受け付けてやっていいもんじゃないのかなというふうに思っているんですけどもね。現行は教育委員会に持ってきてくださいというような案内で、そういうふうになってやっていらっしゃるといことなんですか。

○委員長（工藤健一君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

チラシをですね、まず学務課の方でつくりまして、それを毎戸、児童生徒に持たせます。それで、その対象となる方がですね、学校を通して来る場合もありますし、直接来る場合もあります。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

教育委員会に行きやすい人もあるだろうし、学校の方が行きやすいという人もあるだろうし、そこはですね、十分弾力的にですね、やるべきものだと思っておるんです。ですから、準要保護の対象の所得と思われる人も含めてですね、援助を出すということについて、いずれにしても学校の先生が何かそういう紙を渡すだけということ、そういう意識じゃなくてですね、しっかりこの制度の役割なんかも先生自身が認識してやっていただきたいと思いますので、いずれにしても、学校でも受けるし、教育委員会でも受けるというふうなことでやっていただきたいと思います。それは要望ですので。

それで、具体的に、この就学援助のですね、対象の人、この子供がですね、修学旅行に行きたいんだというふうになればですね、例えば八万円かかっていると。二分の一、積み立てもしていなかったというような場合ですね。全額を出さなければ

ばいけないようになっているんですよね。どうですか。

○委員長（工藤健一君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

対象者に対しては、修学旅行に対しては全額助成でございます。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

聞いているのは、具体的にはどういうふうに制度が運用されているのかということで、修学旅行に行った。ですから、積み立てをしていたんだと、八万円のうち四万円を積み立てしていた四万円については、自腹を切って行ったとすれば、そのお金は後で返してもらえるんでしょう。準要保護の対象の児童については、そういうふうなシステムになっていませんか、どうでしょう。

○委員長（工藤健一君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

委員のおっしゃるとおり、後で助成しております。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

百四十九ページの一節報酬の中の藤崎町学校整備協議会委員報酬、十三人分、六万三千七百円、これは上に書いているとおり、三万八千七百円を予備費から流用して六万三千七百円になったのかなと思いますけれども、これは多分常盤小学校整備検討協議会の報酬の委員だと思うんですけれども、私もその常盤小学校の検討協議会の委員として参加させてもらったんですけれども、これを見る限りでは、常盤小学校の整備検討協議会の委員報酬だよというのは全くわからないわけなんですけれども、そういう実際やっている会議とこの予算書に載っている名目が違うということについて、どのような認識をお持ちなのか伺います。

○委員長（工藤健一君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

これについては、常盤小学校の改築に関する協議会の報酬というふうにこちらの方では受けとめておりますけれども、学校整備という全般的なことで、ちょっとその辺は具体的に常盤小学校ということをやっていたということに関しては、おわびいたしたいと思います。認識といたしましては、常盤小学校の整備ということにとらえております。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

この予算書を受けての決算書だと思うんですけれども、議会という公開の場に提出して、議案審議の資料になる予算書、それもそうだし、役場の職員も見ると、一般町民にも公開されているという予算書ということから考えれば、編集の段階でもう既に、一二〇%説明責任を果たしていなければならないと思うんですけれども、それがやっている会議と実際予算書に

載っている名目が違うということは、悪く言えば、町民に対しての騙しというか、カモフラージュというか、そういう点にもとらえられると。予算書は限りなく町民に対して説明責任を十二分に果たすべきものだ。しかもわかりやすいものでなければならないと思うんですけれども、その辺について、町民が主役の活力あるまちづくりを目指す平田町長にとってはどうお考えなのか伺います。

○委員長（工藤健一君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

次の議会からは今委員がおっしゃったような感じで、すべての町民にわかりやすいような議案提案をしていきたいと、そのように思っておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

○委員長（工藤健一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

過去の悪いものは悪いもの、いいものはいいものと、きちんと総括して、次に進んでいただきたいと、このように考えております。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

何か私はさっぱりしませんね、今の町長の答弁は。わかるようになって、行政上は藤崎町学校施設整備協議会というのがあるわけなんでしょう。その委員に、これ当初三万五千円だか、五人分だかしか見ていなくて、そして予備費からね、奈良岡

さんが指摘したようにやっているわけなんですけれども、これはこれでいいんじゃないんですか。そして、その中で、藤崎町学校施設整備協議会で常盤の小学校を優先してやらねばまいねじゃというふうに決めたんじゃないんですか。初めから常盤小学校整備協議会というのがあるわけじゃないんでしょう。その藤崎町学校協議会委員報酬十三人分、確かにこれ、少なくとも問題ですよ、あるいは年末のどさくさに紛れてやった、大変そういう意味ではですね、問題です。もっと前からちゃんと予算をとってやるべきだと思いますけれども、行政上はこれでいいんじゃないんですか、藤崎町の場合は。ならば、大した問題じゃない、運用が問題なんであって、名称は大した問題じゃないんじゃないんですか、どうですか、学務課長。

○委員長（工藤健一君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

今、奈良岡委員、おっしゃったのはですね、たまたまこの件に関して言いましたけれども、グローバルな話を私はしていると思って解釈を受けて答弁しました。ですから、今、奈良岡委員おっしゃったのと、浅利委員がおっしゃったのと、ちょっとは私は認識が違うような感じを受けています。ただですね、奈良岡委員おっしゃったように、すべての町民にわかりやすいようなことはですね、いろいろ今後気をつけて、私は開示していくべきだという認識で答えたいつもりであります。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

ページ数でいきますとですね、百三十一ページの節が十九節のですね、負担金補助金及び交付金です。その中の小口資金特別保証制度保証料補助金百八十七万二千六百五十四円、この制度の内容をちょっとお知らせください。

○委員長（工藤健一君）

企画課長。

○企画課長（能登谷英彦君）

お答えいたします。

この制度はですね、市町村内に一年以上事業を営んでいる零細な中小企業者の事業運営に必要な小口の資金を融資する制度ということで、資格としては従業員二十人以下の小規模企業者で、保証協会の保証債務残高が一千二百五十万円以内のものというふうなことになってございます。資金の用途としては、事業運営に必要な小口の設備資金や運転資金などとなっています。詳しくは、商工会を通して借りられているようでございます。昨年の実績といたしましては、町内の業者十六件の事業者が借りられてございます。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

今、ご説明ありました。これは保証協会の保証料を補助金として事業主さんさ出すということでしょうけれども、現実問題、せば、例えば五年だら五年で借りた場合は、その保証料全額その五年間の保証料全額補助するんですか。

○委員長（工藤健一君）

企画課長。

○企画課長（能登谷英彦君）

この内容でいきますと、申し込み額を四百万円借りたときにはですね、返済に応じて町が保証料の全額を補助していくという、これ制度として要綱で決めておるものでございます。

○委員長（工藤健一君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

実績として平成二十二年度は十六件ということですから、一件当たり平均すれば十万円弱ぐらいの金額だと思うんですけども、これは平成二十二年度というのは増えてるもんだんですか、件数及び金額は増えているもんですか、二十一年度から見れば。

○委員長（工藤健一君）

企画課長。

○企画課長（能登谷英彦君）

この資金の制度、私、ちょっと資料が手元がないので、はっきりとしたことは言えませんが、これよりもセーフティーネットの方の貸付の、町長が認定することによって借りられる方に流れていって、そちらの方が件数が伸びているということで、こちらの方は、平年並だというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

これ、せば、例えば今の話ですと、中小零細企業が保証協会、商工会を通しての金融のあっせんを受けた場合の保証協会つきのときの保証料を補助するという制度だと思うんですけども、現実問題として予算が、例えばオーバーというか、もう足りなくなった場合は、それで打ちどめしている制度なんですか、それともそういう要請があれば、その都度協議して、

予算をつけていくという考え方なんですか、どちらの考え方で来ているんですか、この制度は。

○委員長（工藤健一君）

企画課長。

○企画課長（能登谷英彦君）

この資金の申し込み額は一億円でございます。一億円で設定している間は、補正を組んでも支援していくと。しかし、一億円を超えるということはできませんので、その時点では違う資金の申し込みをお願いしてございます。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

昼食のため休憩いたします。

再開は午後一時といたします。

休 憩 午前十一時五十六分

再 開 午後 〇時五十七分

【会議を再開する前に事務局長より、佐々木政美委員から、午後所用のため欠席する旨の届け出があったことが報告される】

○委員長（工藤健一君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

相馬委員。

○相馬勝治委員

百十五ページですけれども、百十五ページの女性特有のがん検診とあるんですが、その前にですね、百十一ページにも女

性の方の子宮がんやら、乳がんなどがあるんですけども、この女性特有のがん検診のことについて、どういう検診なのか、ちょっとお伺いいたします。

○委員長（工藤健一君）

福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

女性特有のがん検診の内容でございますが、ページ百十一ページの委託料の女性特有のがん検診委託料でございますが、これは町の単独で行っているもので、総合検診センターのバスの方での検診になります。

それから、女性特有のがん検診推進事業の方でございますが、このがん検診の内容につきましては、ただいま申し上げましたがん検診センターのバスでの検診とあわせて、婦人科等、民間の医院によるがん検診となっております。

以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。小野委員。

○小野 稔委員

百四十一ページ、建設課にお尋ねします。

百四十一ページの一目の十九節……、済みません。間違いました。三目公園費管理費の十三節委託料の件について、公園便所清掃業務委託に関してちょっと伺いさせていただきます。

これは民間に頼んでいるのでしょうか、それとも個人に頼んでいるのでしょうか。

それと、あと、この清掃の場所は何カ所ありますか。

○委員長（工藤健一君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

これは民間に委託しているものでありまして、これは藤崎地区の三公園の分でございます。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

小野委員。

○小野 稔委員

たまたま唐糸御前のトイレを使用することがありまして、そのときに、私は女子の方には入りませんが、女子の方のトイレが本当に汚かったという苦情が私に三回ぐらいありました。その点、どうなっているのだかということで、民間委託であれば、これは月一回行っているものですか、それとも毎日ですか。その辺。

○委員長（工藤健一君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後一時一分

再 開 午後一時四分

○委員長（工藤健一君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

浅利委員。

○浅利直志委員

今のトイレと関係してですけれども、板柳に行くところのやすらぎのトイレですか、あれは藤崎町が管理を委託されているんですか。藤崎町の管理、藤崎町の物件なんですか。どういうふうなことなのでしょう。

○委員長（工藤健一君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えします。

あすこのやすらぎの駐車帯に関しては、建設は県がやりまして、管理は町がやるというふうに協定となっております。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

交通頻度も多いところで、利用者も高いんだというふうに推察されているんですけれども、トイレの清掃もちゃんとやっている方だと思うんです。けれども、やっぱり施設が老朽化してきているのでですね、においの点だとか、まだまだ改善すべき余地があるのかなと思っていますので、所有物は県のものだそうですけれども、トイレの管理だけじゃなくてですね、必要なところのですね、必要な修繕箇所というか、そういうのをきちんと県なら県に上げるべきだと思っていますけれども、その点はどうでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

施設の修繕等に関しては当然県と協議して、その都度対処するという事になっておりますので、必要ということであれば、県の方には要望してまいりたいと思っております。

○委員長（工藤健一君）

他にありませんか。奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

百九十ページの予備費について伺いたいと思いますけれども、一千七百万円ほど充当したと、ほかの款項目にという説明でしたけれども、この充当するときの基準とか、そういう手順はどのようになっているのでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

財政課長。

○財政課長（幸田信雄君）

お答えします。

予備費についてはですね、例えば修繕料とか、急に必要になった場合にですね、対処するため、基準という基準はありません。したがって、ここを壊れたので直してくださいという都度ですね、予算措置をして、それを町長までの決裁としております。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

その予備費を使うときの窓口は、財政課ということで、財政課が受け付けて、町長が最終的に決裁するということでは

うか。

○委員長（工藤健一君）

財政課長。

○財政課長（幸田信雄君）

はい、そのとおりです。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

今、緊急的に必要な場合に予備費を充当するということでしたけれども、ここに予備費の充用に関する資料ということで渡されていますけれども、その中に、備品の購入費とかというのもよく見られるんですけども、例えば、文化センタープロジェクト購入四十三万五千円ほど使っていますけれども、これもやっぱり緊急的なものと解釈してよろしいのでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

財政課長。

○財政課長（幸田信雄君）

プロジェクト等についてはですね、貸し出しもしておりますので、利用者が貸してくださいというときに、もし壊れて貸せませんというのもちょっと不自然ですので、そのために緊急を要するというので、予備費を充当しております。

○委員長（工藤健一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

そういう貸出目的の備品とか、緊急的に必要性を感じて使うものというのはちょっと性格が違うような感じもするんですけども、その点の認識はどのようにお持ちでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

財政課長。

○財政課長（幸田信雄君）

当初予算で、何が壊れるかちょっと実際把握し切れないところがあります。それでですね、年度途中でですね、壊れてしまえば、やはり修繕が当然ながら必要になってきますので、予備費を充当しております。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

修繕というか、この場合は購入費というふうに明記してはいますが、その点は修繕とはちょっと違うと思うんですけども、今の緊急的に必要な場合というのであれば、プロジェクターの修繕費というふうな使い方の方が適切かと思うんですけども、どうなんでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

財政課長。

○財政課長（幸田信雄君）

それは時々でですね、要するに修繕した方がいいのか、要するに経年劣化してですね、もう使えないものであれば、新たなものを購入するということで予備費を充当しております。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

その買い替え、修繕するという判断は、どこでどのようにするのでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

財政課長。

○財政課長（幸田信雄君）

時と場合によりますけれども、要するに、例えば十万円するものをですね、修繕料に七万円、八万円かかるのであればですね、十万円の方の購入にかかるというような判断をしております。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

予備費に関する考え方ですけれども、私は極力使わないで、本当に緊急的に必要なもの、例えば小中学生のスポーツ大会、文化大会の派遣費とか、いい意味でこれは大いに使うべきだと思ふし、災害があったときに使うという性格のものだと思ふんですけれども、そういう予備費の使い方についての考え方というのは従来からも変わらず、これからもそれでいくという

ことでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

財政課長。

○財政課長（幸田信雄君）

予備費についてはですね、極力やっぱり使わない方で考えていますけれども、やはり緊急的なものについてはですね、議会にかけるものでやっぱり大体年四回ですので、やはりその場合は予備費対応ということで当然出てくるかと思えます。

○委員長（工藤健一君）

奈良岡委員に申し上げます。同一質問、三問以上超えていますので。

ほかにありませんか。清水委員。

○清水孝夫委員

百十七ページの十九節の負担金補助及び交付金で、黒石地区清掃施設組合負担金に五千二百万円ぐらいありますけれども、旧浪岡町がですね、二十七年度から青森市の方に入るということで、この負担金はどう変わっていくんですか。大分増えるんでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

お答えいたします。

黒石の清掃施設組合の負担金でございますけれども、青森市については、二十七年の四月からということで、二十七年の三月までは黒石の方にごみを搬入するという形でございますので、今の段階では負担金に特別影響するものではございません。

ん。

以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

清水委員。

○清水孝夫委員

二十七年以降は大分増えるんでしょう。

○委員長（工藤健一君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

今、黒石の方では、二十三年度から二十五年度までの間に炉の改修工事がございます。それは大体二十七億円相当かかるというふうには聞いてございます。その中で、今後の負担金については、これは当然増えることとなります。ただ、青森の負担割合等については、今協議中でございますので、今の段階ではまだ確定していないと。そういう改修がございますので、今後負担金については、増えるものというふうに予想してございます。

以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

今の清水委員のですね、関連してお聞きいたします。

関連して聞きたいと思っておりますので……。

○委員長（工藤健一君）

一つだけ許します。

○浅利直志委員

一項目だけ。決算委員会ですので、大目に見ていただけるのかなと思っておりますけれども……。

それで、浪岡、私も実は清掃組合の議員をやらせていただいております、それで、浪岡地区、つまり青森市が離脱するんだというような意向を示している。しかし、文書では来ていないんだということなわけでありまして、町長も管理者になれるわけでありましてですね、私としてはですね、藤崎でも早い話が二又かけているわけですよ。二又というのは、弘前と黒石というか、一方は負担金を負担するとかも含めて。県都の青森市でもそういうふうによろしくすればやれることなんでしょうと思うので、ぜひ町長におかれましてはですね、青森市の浪岡地区がですね、離婚しないようにですね、別れてしまうじゃというようなことでない方向でですね、組合としても、また町長としてもできないものなのかどうか、その辺、まだ十分精査もされていない問題だろうと思っておりますけれども、ちょっと検討していただきたいなということなんですけれども、町長にお聞きいたします。

○委員長（工藤健一君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

環境事務組合にかかわらず、消防事務組合もそうだと思いますけれども、これまで一緒にしてきた市町村があってですね、あるいはまた市町村合併に伴ってのこういう今の次元のお話が出てきたとそう思っております。関係各位と相談して、引きとめていいものであれば、それは引きとめて当たり前だと思いますけれども、去っていくものをですね、その引とめて拘束をかけられるのかというのも、ちょっとその辺も精査しながら、いろいろ検討してまいりたいと、そう思っております。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

収入の分のですね、四十四ページの収入というか、歳入にかかわる部分をお聞きいたします。

ここで不動産売却収入と物品売払収入というのがございます。不動産の方はちょっと置いておいて、物品の七百四十五万円ほどですね、売払収入があったというんですけれども、これは何々をこう処分して、七百万円にもなったんでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

財政課長。

○財政課長（幸田信雄君）

お答えいたします。

物品売払収入のですね、七百四十五万二千九百六十円の内訳のですね、主なものは、ショベルローダーの売却であります。これがですね、二十二年十一月二十五日にですね、二台売っておりますので、その二台分が主なものであります。

以上であります。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そうすると、一台当たりにつけば三百五十万円ほどになるんだということなんでしようけれども、もう一つの不動産の方は、これは土地売却収入、これはどういう内容なんでしようか。

○委員長（工藤健一君）

財政課長。

○財政課長（幸田信雄君）

お答えします。

二千八百万一千円はですね、内訳としては、常盤保育所用地がですね、二千七百万円、もう一つがですね、福島のあるあの跡地をですね、百万一千円で売却しておりますので、その合計額であります。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

除雪に係るショベルローダーを二台売却したと。これはどういうふうな、広告か何かして売却しますよというようなことをやったんですか、それとも随意契約みたいな形で売却したんでしょうか、どういう形で売却を進めたんでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

財政課長。

○財政課長（幸田信雄君）

広告しまして、それで入札参加者を募りましてですね、入札の結果、売却しております。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

同じく収入のところですね、四十九ページのところでございます。ここに競輪交付金というのが二千七百万円ほどございます。これは、定額で毎年補助があるんだというふうな説明を受けておるんですけれども、開催地の収入も減っているとかってあるんですけれども、これ二千七百万円、これまでと変わらない金額なんですか。今後もこの見通しでいくんですか。

○委員長（工藤健一君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

競輪交付金につきましては、昭和六十二年、二千万円で受けておりますが、その後、平成十年から二千七百万円で、今も継続しております。ただ、今、青森市でも、指定管理者ということで、日本トーターさんに指定管理をやっておりまして、その売上に伴う歳入については、あと三年間固定するというところでございますので、三年間は二千七百万円入ってきます。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑はありませんか。奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

同じく収入の、歳入の三十一ページの給食費負担金滞納繰越分三万八千円ほどありますけれども、これはどういう内容のものでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（對馬一孝君）

この三万八千九百四十円につきましては、前年度、二十一年度の繰越分です。二十一年の方が二十二年度に納めたという

ことです。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

それは給食センター始まったころからやはり滞納というのは発生していたんですか。

○委員長（工藤健一君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（對馬一孝君）

お答えします。

当初から発生したと思っております。

○委員長（工藤健一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

三問目ですので、これで、この件については終りたいと思いますが、給食センター始まったときから、この滞納はいろいろ問題になっていたんですけれども、発生するのではないかという危惧はしていたんですけれども、これからこの滞納が問題化していかないように、どういう給食センター、あるいは学務課かもしれませんけれども、どういうふうな取り組みをしていくのか伺って終りたいと思います。

○委員長（工藤健一君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（對馬一孝君）

お答えいたします。

滞納につきましては、現在でも学校側と保護者の間でいろいろやりとりがあるんですけども、現在は子ども手当もございまして、子ども手当から引き落としするという方法もあるということで、検討しているところでございます。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

代表監査委員にお聞きいたします。

決算審査の意見書がございますよね。その中の三ページのところであります。

そのマル三の不納欠損処分についてというのがありますよね。町民税については今年は改善された、今年じゃない昨年度は改善されたみたいですけども、それで、不納欠損処分の町民税二十六件、固定資産税二十五件、軽自動車税二十二件、国民健康保険三十六件は時効、破産、競売等による欠損処分をやむを得ない実情も認められますが、常に滞納処分、滞納繰越分の徴収に努め、時効中断の処置により、不納欠損のないようにさらに努力されたい。というふうにあるんですけども、この時効中断の措置により不納欠損がないように努力するというのは、どういうことをやることがあれなんですか。時効中断の措置になるんですか。

○委員長（工藤健一君）

税務課長。

○税務課長（根岸鉄二君）

お答えいたします。

時効中断につきましては、まずは未納の納税者に対しまして、要するに強制的には不動産の差し押さえ、これにより時効中断ということにはなりません。そのほかには、納税者に未納額を通知後、納税相談に応じまして、それにより未納納税者から誓約書、これを計画的に納付してもらうという納税誓約書を提出してもらうということによりまして、中断ということになるものであります。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

不動産の差し押さえと誓約書だと、中断理由はと、思うにはということか、それしかないのか、ちょっとその辺はあれですけれども。そうしますと、不動産の差し押さえというのをじゃあ何件実際やったんですか。この間。例えば水道、あるいは固定資産税とか、その部門別でもいいですから、町民税、固定資産税、二つについて、差し押さえをしたのは何件あるんですか。

○委員長（工藤健一君）

税務課長。

○税務課長（根岸鉄二君）

お答えいたします。

先ほど不動産の差し押さえということを申し上げましたが、最近は不動産の差し押さえは実施しておりません。主にやっているのは、給与の差し押さえ、これが今は現在主なものになっております。あとは、自動車、これの差し押さえ、これは

二十三年度に入ってから実施をしておりますが、これらが主な差し押さえ物件でございます。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

じゃあ、不動産の差し押さえはやっていないというふうに訂正されたんですね。

○委員長（工藤健一君）

税務課長。

○税務課長（根岸鉄二君）

これは今までの中で不動産の差し押さえも実施しております。不動産の差し押さえにつきましては、最近は極力不動産の差し押さえ等を行っていないと、やめたということではございません。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

もう一問ぐらい質問して、万やむを得ず不納欠損にせざるを得ないという国民健康保険などは滞納額がふえているということでもあるんですけれども、いわゆる誓約書を分割納付の誓約書だと思うんですけれども、それらのことを進めながら滞納を少なくしていくというふうなことだろうと思うんですけれども、どういう点に、特に留意して徴収、監査委員も指摘していますけれども、滞納をふやさないようにしようという指摘もあるんですけれども、どういうふうな取り組みをしようとしているんでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

税務課長。

○税務課長（根岸鉄二君）

お答えいたします。

滞納額に関しましては、原則的には、滞納者にはお願いはしておりますが、新しいものは残さない。要するに現年度の課税分については、完納していただきますよと。さらに、その後に未納分については計画的に納付してもらおうという形で納付相談を行っております。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

現年度分は全部納付、それから過去の分は分割だという、それでいい場合もあるし、また、不都合が生じる場合もあると思うんですけども、弾力的に、なおかつ丁寧にですね、やっていただきたいということを要望しておきます。

質問はですね、七十五ページでございます。

地域活性化きめ細かな臨時交付金、これは総務費の十二目でございます。ページ数でいきますと七十五ページ、町道等整備費三千百七十七万円となっておりますけれども、ここでこの予算でトンネル、地下道ですね、一千たしか四、五百万円だったと思ったんですけども、これを整備したんですか。

○委員長（工藤健一君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

ご指摘のとおり、この工事費で実施しております。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

一千たしか四、五百万円だと記憶しておるのですけれども、平成二十二年度はですね、交付税も八%ほども伸びたりですね、景気対策ということで、かなり潤沢な資金が自治体に流れてですね、一息ついたというのがですね、二十二年度のいわば特徴でもあったと思うのですけれども、そこで、その中でじゃあ地下道の整備をしたというようなことなんですけれども、その今年度はもう四、五千万円かけてまた融雪溝をつくるんだと、初めは何か地下水でやろうと言っていたら、今度は電気だというような話にもなっているのですけれども、どこが、設計が悪かったんですか、施工が悪かったんですか、それとも両方悪かったんですか、何が悪かったんですか、これ。

○委員長（工藤健一君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

この二十二年に工事した時点でございますが、この時点では設計で、地下道が屋根がかかっている地下道ということで、雪が積もってこないという条件でございましたので、そういう条件であれば、滑りどめの舗装によって対応できるというような設計でございましたので、それで実際施工されたわけでございますが、一年供用開始いたしまして、見たところ、常盤の地下道に関しましては、やはり途中のカーブのところ非常に危険でありまして、十分減速しないまま地下道に入ってしまうと、やはり凍結が起こっておりまして、それによってやはりスリップによる事故が四、五件起きたということでございまして、重大な事故に発展するおそれがあるということで、今年度またその対処のために工事費を計上したいということでございます。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。横山委員。

○横山哲英委員

浅利直志さんの質問に関連しましてお聞きいたします。

これ、一千四、五百万円の事業でしたよね。その財源の内訳とかわかります。全部きめ細かな交付金を全部使った事業なんでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

財政課長。

○財政課長（幸田信雄君）

すべてきめ細かな交付金事業で実施しております。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

我々も人間もそうだし、自治体も完璧なものはないと思うんですよ。でも、その問題が起きたときにですね、問題が起きたときに、何が原因なのか、振り返り、立ちどまって見るという、そういう検証が大事なわけですよ。ところが今回の場合ですね、前町長のせいにするわけじゃないですけども、十分なまず検証が行われていると思われないんですよ。なぜかならば、今の答弁を見てるように、スピード出さないで曲がる、下にカーブがあるので行かないで、むしろスピードを出さない、運転者に問題があるようなことであればですね、やる必要がないんですよ。大きい看板でもかけてですね、時速二十キ

口以内で走行だと、ここはと、冬場はというようなことをやればいいわけでありましてですね。そこのところをですね、いわゆる設計上の問題だったのか、それとも施工上の問題だったのか、それとも両方に問題があったのか、さっきの話を聞きますと、運転手が悪いというような言い方に近いような状態ですよ。どういうふうに、もう一回お聞きいたします。

○委員長（工藤健一君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

やはり、検証いたしますと、これは設計上の問題だということが大きいと思っております。

○委員長（工藤健一君）

他に質疑ありませんか。平田町長。

○町長（平田博幸君）

補足させていただきます。

二年続けて少ない財政からですね、このような公共工事を行ったことは、引き継いだ私からもまずもっておわび申し上げたいと思います。今、建設課長から、設計上のミスがあったということで、極めて遺憾でございますし、今後、公共工事等でこのようなことがないように、事務方に徹底的に精査をさせた上で設計、そしてまた工事発注という形を対処してまいりたいという思いでございます。

また、工事しなければですね、またこの今のところ大事故はありませんけれども、今後またたび重なる事故があってもだめだということで、今回の五千百万円ぐらいの工事費を計上させていただきましたことにですね、ご理解いただきたいと、そう思っております。

なお、工期についてはですね、今期の冬期間は、ちょっと使用無理なような感じを私は抱いております。よって、あそこ

を閉鎖した後の工事という形になろうかと思えますけれども、この件については、住民各位に広報等を十分使ってですね、ご説明していきたいと。そして、協力を賜っていただきたいというふうな考え方でいますので、ご理解賜りたいと思います。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

今、町長が述べたことと関係するんですけれども、今年度中に冬工事でもやるというふうに私は受けとめたですけれども、工事そのものは来年に繰り越してというか、繰越明許でやるとかという感じじゃなくて、冬場でもやるというふうに受けとめたんですけれども、そういう認識なんですか。冬工事でもやるということなんですか。

○委員長（工藤健一君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

本来ならば、政治的な混乱がなければですね、もっと早い時期に補正予算を組んでですね、もう例えば十月の末とか、十一月の末に、公共工事で終わって、事故のないような整備した上で供用開始をするというのが本来の手順かと思えます。ただ、ここ数カ月の政治混乱もございましてですね、皆さんに提示するのが遅れたということで、年明けてからの工事になろうかと思えますけれども、ですから、よって、冬場危ない期間は通行どめになろうかと思えますけれども、その辺もひっくるめまして、担当各課と相談して、対処したいというふうに考えております。

○委員長（工藤健一君）

野呂委員。

○野呂日出男委員

今、町長も答弁しまして、私たちも理解できないわけでもないんですけれども、去年の工事の検証がそういうような設計ミスというようなことが認識されている中で、果たして、ただ、私はそればかりではないと思いますよ。あの地下道の設計そのものが初めから真っすぐじゃなくて、初めからカーブあるんでしょう。そういうところをいかに改良しても、運転する人の良識が一番なんです。水を通して、凍結しなくても、無理な運転をすれば、初めからカーブあるからだめなんです。工事もさることながら、当然、徐行とか、速度制限というきっちりした形の交通マナーを守ってもらわなければ、幾ら財政投資しても、これはだめなんです。そこいらも踏まえた上で、工事も発注してもいいですけども、ただ、この財政難のときに、いわゆる臨時で来たものだからいいとか、核燃の財源を使えばいいとか、安易な考え方では、とてもとても無駄遣いと言われても仕方ありません。それは忠告しておきます。

もう一つ、私、議員の皆さんもそう思っているでしょうけれども、学務課にお伺いしますけれども、先般、先ほども午前中の質問で、同僚の奈良岡さんから、いわゆる協議会の学校の整備協議会の予算について云々とありまして、予備費から充当したということもありますけれども、この協議会の委員の人選が、私は納得いかないんです。なぜならば、議員の皆さんがだれもわからないんです。ただ、議員の中から各委員長は指名されておりますけれども、私は議会選出でないと思っていますよ。一個人に対してお願いした。その議員が初めからそういう肩書きを持っている方ですので、皆さんの方では議会選出だという形で選出したと思いますけれども、議会としては、議会に依頼がありません。よって、私は議会選出だと思いませんよ。だから、三月二十九日に立ち上げて、六月の議会に提案されても、議員そのものがそれを納得していないんです。六月議会の議会初日の閉会后に、現場視察に行っただけでしょう。必要性を議会そのものに説明してほしかったんですけども、そういう手順も抜かれていました。そういうことが発端で、今までのような混乱が私は起きた原因の一つだと思いますよ。今後はこのようなことがないように、例えばそういう二十六億円も二十七億円もかかる公共事業ですので、議員の皆さんがわからない公共事業を独断専行と言われても仕方ないようなやり方では、とてもとても町民も理解してもら

えないし、我々たちも理解できませんので、そういう選考の仕方はこれからは。みんなが納得するようなルールに従って、ここは個人プレーをする場所ではありませんので、あくまでも公共の場で、開かれた議会ですので、それらを十分考慮した上で、今後対応してもらいたいと、こう思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（工藤健一君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

いろいろ指摘あったとおりにですね、教育委員会、そして学務課と対応してまいりたいと、そう思っております。今後の常盤小学校の改築工事に関してはですね、来年の二月に基本設計でき上がる運びとなっておりますけれども、できるだけそれができ上がる前にですね、まずは議員各位のご意見も拝聴したいと。そしてまた、その後の実施設計に向かう前もですね、皆さんのいろいろなご意見を拝聴しながら、また地域の皆さん、PTAの皆さん、一回作れば、もう半世紀は作れない学校でございますので、多くの声を形にしたいと、そういうふうに思っております。

今指摘あったことを重々踏まえまして、今後対処してまいりたいと、そう思っておりますので、ご理解のほどをお願いします。

○委員長（工藤健一君）

これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤健一君）

異議がありますので、これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。浅利委員。

○浅利直志委員

詳しくは本会議で述べたいと思いますけれども、一つはですね、二十二年度については、政府の交付税、それから今言っているさまざまな景気対策の予算など、自治体に配慮した予算であったということは認めるわけでありましてけれども、賛成できない、同意できない理由の一つはですね、システム構築にですね、東芝ソリューションがシステムから撤退するという事で、新たな二重投資のような一億六千万円ほど投資しなければならなかったということが一つでございます。もう一つは、常盤地区の地下道、一千四百万円ほどかけたようなんですけれども、効果が十分見られず、再工事がやられるような状態であるということ。三つ目はですね、原子燃料サイクル事業費、一千百万円ほど本年度も引き受けておりますけれども、原発に依存する自治体交付金がですね、依存しないようにしていかなくちやならないというふうな思いでありますので、その点でも同意できないので、本平成二十二年度の決算案に同意できません。

○委員長（工藤健一君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（工藤健一君）

賛成多数であります。よって、議案第五十二号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第五十三号平成二十二年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

歳入歳出の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

それでは、議案第五十三号平成二十二年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の状況について、ご説明いたします。

まずは歳入をご説明いたします。

二百八ページをお開き願います。

第一款国民健康保険税第一項第一目の一般被保険者特別徴収国民健康保険税は、六十五歳以上七十四歳までの被保険者の世帯主に対して賦課するもので、第一節の基礎分現年課税分及び第二節の後期高齢者支援金等分現年課税分を合わせた収入済額は一千七百二十七万二千円余りとなったものであります。第二目の一般被保険者普通徴収国民健康保険税は、第一節の基礎分現年課税分、第二節の後期高齢者支援金等分現年課税分、第三節の介護納付金分現年課税分及び第四節から第六節までの滞納繰越分を合わせた収入済額は三億六千九百二十四万八千円余りとなり、第一節から第三節までの現年課税分の収納率は九二・七％となったものであり、第四節から第六節までの滞納繰越分を含めると、収納率が六二・四％となったものであります。第三目の退職被保険者等普通徴収国民健康保険税は第一節の基礎分現年課税分、第二節の後期高齢者支援金等分現年課税分、二百十ページの第三節介護納付金分現年課税分及び四節から第六節までの滞納繰越分を合わせた収入済額が二千四百五万九千円余りとなり、第一節から第三節までの現年課税分の収納率は九六・三％となったものであり、第四節から第六節までの滞納繰越分を含めると、収納率が八五・八％となったものであります。

第三款の国庫支出金第一項第一目の療養給付費等負担金は、療養給付費等に係る実績に伴う国の定率国庫負担金であり、収入済額は四億一千七百十一万三千円余りとなったものであります。二目の高額医療費共同事業負担金は、高額医療費共同事業拠出金に対する国庫負担金であり、収入済額は一千八十一万九千円余りとなったものであります。第三目の特定健康診査等負担金は、特定健診に係る費用に対する国庫負担金であり、収入済額は三百八十七万五千円となったものであり、国庫

負担金総額の収入済額は四億三千百八十万七千円余りとなったものであります。第二項の国庫補助金第一目の財政調整交付金は、療養給付費等に係る普通調整交付金の収入額は二億一千二百五十万四千元となったものであり、特別調整交付金は、その他特別の事情に対するものであり、非自発的国保税軽減システム改修費及び国保システムの適正化に対し交付されたものであり、収入済額は三千二十五万五千元となったものであり、普通調整交付金及び特別調整交付金を合わせた収入済額は二億四千二百七十五万九千元となったものであります。第二目の介護従事者処遇改善臨時特例交付金は、介護報酬の改定に伴うもので、国保税の介護分の急激な上昇を抑制するものであり、収入済額は百万円余りとなったものであります。

二百十二ページの第三目の出産育児一時金補助金は、出産育児一時金を四万円引き上げ、四十二万円としたことで、引き上げ額の二分の一が補助されたものであり、収入済額は四十万円となり、国庫補助金総額の収入済額は前ページにございますけれども、二億四千四百十五万九千円余りとなったものであります。

二百十二ページの第四款療養給付費交付金第一項第一目の療養給付費交付金は、退職被保険者の療養給付費等に対する交付金であり、収入済額は九千百九万五千円余りとなったものであります。

第五款前期高齢者交付金第一項第一目の前期高齢者交付金は、六十五歳以上七十四歳までの前期高齢者の給付に対する交付金であり、収入済額は二億八千三百八十八万九千円余りとなったものであります。

第六款県支出金第一項第一目の特定健康診査等負担金は、特定健診に係る費用に対する県負担金であり、収入済額は三百八十七万五千円となったものであります。第二目の高額医療費共同事業負担金は、高額医療費共同事業拠出金に対する県負担金であり、収入済額は一千八十一万九千円余りとなったものであります。第二項県補助金第一目の財政調整交付金は、療養給付費等に対する普通調整交付金の収入額は、七千七百九十五万七千円となったものであり、特別調整交付金は医療費通知、レセプト点検及び収納率向上に資するものに対し交付されたものであり、収入済額は六百四万二千元となったものであり、普通調整交付金及び特別調整交付金を合わせた収入済額は八千三百九十九万九千円となったものであります。

第七款共同事業交付金第一項第一目の二百十四ページの高額医療費共同事業交付金は、高額医療費が八十万円を超える部分の額に、一定率を乗じて得た額が交付されるものであり、収入済額は四千七百九十二万一千円余りとなったものであります。第二目の保険財政共同安定化事業交付金は、高額医療費が三十万円を超え、八万円以上八十万円までの額に一定率を乗じて得た額が交付されたものであり、収入済額は一億七千九百八十九万四千円余りとなったものであります。

第八款財産収入第一項第一目の利子及び配当金は、財政調整基金積立金利子であり、収入済額は六万九千円余りとなったものであります。

第九款繰入金第一項第一目の一般会計繰入金の第一節保険基盤安定繰入金は、国保税の軽減に対する公費負担分であり、収入済額は八千百五十一万八千円余りとなったものであります。第二節の職員給与費等繰入金は、職員の給与費等であり、収入済額は二千七百五十万八千円となったものであります。第三節の助産費等繰入金は、出産育児一時金に対する繰出基準に基づいた額を繰り入れしたものであり、収入済額は五百四万六千円余りとなったものであります。第四節の財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の安定化を図るため、地方財政措置相当額を含め繰り入れしたものであり、収入済額は四千四百万円となったものであります。第五節の特定健康診査等繰入金は、特定健診に係る職員の給与費等に対し繰り入れしたものであり、収入済額は六百六十五万九千円となったものであります。これらの繰入金は、一般会計から繰り入れしたもので、繰入金総額の収入済額は一億六千四百七十三万一千円余りとなったものであります。

第十款繰越金第一項第二目の二百十六ページになりますけれども、その他繰越金は、前年度からの繰越金であり、収入済額一千百七万一千円余りとなったものであります。

第十一款諸収入第三項第一目の一般被保険者第三者納付金は、交通事故等に係る国民健康保険使用に伴い、保険者負担分を使用者が納付したものであり、収入済額は百六十万六千円余りとなったものであります。第三目の一般被保険者返納金は、診療報酬に係る医療機関からの返納金であり、収入済額は一万九千円余りとなったものであります。

二百十八ページの第五目の雑入は、七十歳以上七十四歳までの方々へ高齢受給者証を送付するための経費に対する補助金で、雑入処理したものでございます。

次に、歳出をご説明いたします。

二百二十四ページの第一款総務費第一項第一目の一般管理費は、職員の人件費等の経常経費及び国保システムの改修業務委託料等が主なものであり、支出済額は三千三百五十五万四千円余りとなったものであります。第二目の連合会負担金は、国保連の運営事務に係る町負担分であり、支出済額は百六十五万四千円余りとなったものであります。

二百二十六ページの第二款保険給付費第一項医療諸費二百二十八ページの第二項高額療養費、二百三十ページの第四項出産育児諸費及び第五項葬祭諸費等は、一般被保険者及び退職被保険者に係る療養給付費等の実績によるものであり、二百二十六ページの保険給付費の総額でございますが、支出済額は十二億八千六百八十六万円余りとなったものであります。

二百三十ページの方をお願いいたします。

第三款の後期高齢者支援金第一項第一目の後期高齢者支援金は、ゼロ歳から七十四歳までの方々が後期高齢者医療費の一部として、各被保険者が支援するものであり、第二目の後期高齢者事務費拠出金と合わせた支出済額は二億三千七百十四万円余りとなったものであります。

第四款前期高齢者納付金第一項第一目の二百三十二ページの前期高齢者納付金は、六十五歳以上七十四歳までの前期高齢者の加入率により納付するものであり、第二目の前期高齢者事務費拠出金と合わせた支出済額は前ページの四十一万円余りとなったものであります。

二百三十二ページの第五款老人保健拠出金第一項第一目の老人保健医療費拠出金は、前々年度の精算に係るものであり、第二目の老人保健事務費拠出金と合わせた支出済額は二百万八千円余りとなったものであります。

第六款の介護納付金第一項第一目の介護納付金でございますが、介護保険第二号被保険者である四十歳以上六十五歳未満

の方々から徴収した国保税の一部を財源として、介護費用の負担分として、支払基金へ納付したものであり、支出済額は一億一千六百六十九万五千円余りとなったものであります。

第七款共同事業拠出金第一項第一目の高額医療費共同事業医療費拠出金、第二目のその他共同事業拠出金及び二百三十四ページの第三目の保険財政共同安定化事業拠出金は、国保連が事業主体となり、高額な医療費に対応するため、単年度で財政負担することのないよう、県内全市町村が共同事業として対応するための拠出金であり、支出済額は前ページにございますけれども、二億二千二百七万五千円余りとなったものであります。

二百三十四ページの第八款保険事業費第一項第一目の特定健康診査等事業費は特定健診に係る職員の人件費の経常経費及び特定健康診査の業務委託料が主なものであり、支出済額は一千九百二十万九千円余りとなったものであります。第二項第一目の疾病予防費は、健康管理に対する意識の高揚と予防対策として医療費通知業務委託料及びインフルエンザ予防接種補助金等が主なものであり、支出済額は前ページにございますけれども、百九十二万三千円余りとなったものであります。

二百三十六ページの第九款基金積立金第一項第一目の財政調整基金積立金は、基金利子相当分の七万円を積み立てしたものであります。

第十一款諸支出金第一項第一目の一般被保険者保険税還付金は、国保に加入したまま他の保険にも加入し、国保を離脱しても届け出をしない、無届けによる国保税の還付金であり、支出済額は二百十一万三千円余りとなったものであります。第三目の償還金は、国、県、医療費負担金及び補助金の前年度の精算に係る返還金であり、支出済額は二百六十二万七千円余りとなったものでございます。

よって、二百四十ページの歳入総額が十九億六千五百七十二万円余り、歳出総額が十九億二千七百四万六千円余りとなり、歳入歳出差引額は三千八百六十七万四千円余りとなったものであります。そのうち、国保財政調整基金へ二千百万円を繰り入れし、残り一千七百六十七万四千円余りは翌年度へ繰り越しするものであります。

以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

歳入のところでお伺いたします。

ページ数が二百十一ページですね。そこで、課長、今丁寧に説明をしていただいたのですけれども、その中で国庫補助金があります。財政調整交付金として普通調整交付金と特別調整交付金、この二つを合わせると二億四千二百七十五万円ですか。こうなっていますということでありましたんです。それで、早い話が、普通調整交付金といいますか、我々としてはもっと国でも財政が大変だろうけれども、ふやしてほしいという思いはあるんですけれども、あるいは要求もしていきたいところなんですけれども、この普通調整交付金というのは、あれでしたか、いわゆる収納率が悪いとペナルティーを受けますよというような、ふうなことで私、記憶しておるんですけれども、この藤崎町の場合は、現年課税分は九〇何%というか、そういう収納をしているんで、ペナルティーの対象にはならないんですよね。その辺は、どういうことでしょうかと思ってお聞きいたします。

○委員長（工藤健一君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

調整交付金につきましては、以前は収納率の悪い団体については、減額されてございました。ただ、平成二十二年度からは収納率に関係なく、減額はしないという民主党の方針でございまして、二十二年度については減額されてございません。

以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

非常にいいことを、数少なく民主党の政権いいことをやっているのかなというふうに思いますけれども、引き続きそういう方向で、措置されることを期待しておるのですけれども、歳入のところですね、これは二百九ページ、国民健康保険税ですね。のところであります。この中でですね、収入済額が四億一千五十八万円ぐらいですよと。ただ、その左の方を見ると、調定額が六億三千七百五十二万円、二億円も差があるんですけれども、この調定額というのは、滞納繰越分も見てということなんですか、それとも二億円も違いが出てきたのは何か事情があったのでしょうか。その点をお聞きいたします。

○委員長（工藤健一君）

税務課長。

○税務課長（根岸鉄二君）

お答えいたします。

この調定額には、滞納繰越額の調定も含まれております。

○委員長（工藤健一君）

横山委員。

○横山哲英委員

今この決算審査の三ページですけれども、よろしいですか。税務課長にお尋ねいたします。

不納欠損、事故とか、破産とか書いております。三十六件ありますと、国保に関して。居所不明者とか、そういうのもい

る割合ってすか、何件ぐらいあるんですか。この中身をお知らせ願います。

○委員長（工藤健一君）

税務課長。

○税務課長（根岸鉄二君）

お答えいたします。

居所不明者の人数は十四人となっております。

○委員長（工藤健一君）

横山委員。

○横山哲英委員

この三十六件のうち、十四件でよろしいですね。その三十六件の中に十四名が入っているという認識でよろしいんですね。

○委員長（工藤健一君）

税務課長。

○税務課長（根岸鉄二君）

そのとおりでございます。

○委員長（工藤健一君）

横山委員。

○横山哲英委員

居所不明者だば、取られねんじわがばな、どこねいるがさわがねんだもの。ただ、津軽弁でしゃべればさ、横着して払わね人中にはいるんでねがってす認識は持っているわけ。そういうのを認めればさ、悪影響を及ぼすはんで、何とかその辺、

十分に精査して、破産したり、夜逃げしたり、極端な話し、いねんだば取りようねんだはんで、それは議員みんな納得するんだけれどもさ、中には横着してるやついるんでねがってす認識も私ばかりでなく、持っている人いると思はるはんで、その辺、十分にみんなで話し合っつて、住民課とも横の連絡を密にして、ぜひ滞納繰越分を滞納処分を、不納欠損を、処分をできるならば余りしないで、取られないところはしょうね。何とかそういう方向でいってもらいたいと、私の要望です。答弁は要りません。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤健一君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十三号は認定するべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。二十五分まで休憩いたします。

休 憩 午後二時 十三分

再 開 午後二時二十四分

○委員長（工藤健一君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

次に、議案第五十四号平成二十二年度藤崎町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

歳入歳出決算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

それでは、議案第五十四号平成二十二年度藤崎町老人保健特別会計歳入歳出決算の状況について、ご説明いたします。

まずは、歳入をご説明いたします。

二百五十四ページをお開き願います。

第一款支払基金交付金、第二款国庫支出金、第三款県支出金、第四款繰入金の収入実績はないものであります。

第五款繰越金は前年度からの繰越金であり、収入済額が三百五万三千円余りとなったものであります。

第六款諸収入第二項第一目の二百五十六ページの第三者納付金は、交通事故等による老人保健使用に伴い、保険者負担分を使用者が納付したものであり、収入済額は二十二万円となったものであります。第二目の返戻金は、診療報酬に係る医療機関等からの返納金であり、収入済額が三十五万三千円余りとなったものであります。

次に、歳出をご説明いたします。

二百六十二ページの第一款医療諸費第一項第一目の医療給付費及び三目の審査支払手数料は、医療給付費等の平成二十年三月診療分までの請求漏れ等に伴うものであり、支出済額は四万四千円余りとなったものであります。

第二款諸支出金第一項第一目の償還金は、前年度の国、県医療費負担金の返還金であり、支出済額は二百八十一万四千円余りとなったものであります。第二項第一目の一般会計繰出金は前年度の医療費負担金の町負担分の一部を一般会計へ返還したものであります。

よって、二百六十四ページの歳入総額が三百六十二万六千円余り、歳出総額が三百九万六千円余りとなり、歳入歳出差引額は五十三万円余りとなったものであり、これは翌年度の一般会計へ繰り入れするものであります。

以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤健一君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十四号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第五十五号平成二十二年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

歳入歳出決算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

それでは、議案第五十五号平成二十二年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の状況についてご説明いたします。

まずは、歳入をご説明いたします。

二百七十八ページをお開き願います。

第一款後期高齢者医療保険料第一項第一目の特別徴収保険料の収入済額は四千四百八十八万四千円余りとなったものであります。第二目の普通徴収保険料第一節の現年度分普通徴収保険料の収入済額は一千六百二十八万五千円余りとなったものであり、二節の滞納繰越分普通徴収保険料の収入済額は四十万六千円余りとなり、滞納繰越分を含めた普通徴収保険料の収入済額は、一千六百六十九万一千円余りとなったものであります。現年度分の収納率は九九・四％となったもので、滞納繰越分を含めた収納率は九八・四％となり、保険料総額の収入済額は六千百五十七万六千円となったもので、収納率は九九・六％となったものであります。

第三款繰入金第一項第一目の事務費繰入金の職員給与費等繰入金は、後期高齢者医療事務に係る町職員の給与費等繰入金

であり、収入済額が一千七百十六万六千円余りとなったものであり、広域連合事務費繰入金は、広域連合職員の給与費等に係る共通経費の町負担分を繰り入れしたものであり、収入済額は六百二十四万八千円となり、事務費繰入金の総額は、収入済額で二千三百四十一万四千円余りとなったものであります。第二目の保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減額に対する公費負担分を繰り入れしたものであり、収入済額が四千四百十一万円余りとなったものであります。第三目の療養給付費繰入金は広域連合で給付を行っている療養給付費に係る町負担分であり、収入済額は一億四千四百八十八万七千円余りとなったものであります。これらの繰入金は、いずれも一般会計からの町負担分として繰り入れしたものであり、繰入金の総額は収入済額で二億一千二百四十一万三千円余りとなったものであります。

第四款繰越金は、前年度からの繰越金であり、収入済額は二百四十一万七千円余りとなったものであります。

二百八十ページの第五款諸収入第三項第一目の返納金は、前年度の療養給付費の確定に伴い、広域連合からの返納金として返還されたものであり、収入済額は五百七十七万七千円余りとなったものであります。

次に歳出をご説明いたします。二百八十六ページをお開き願います。

第一款総務費第一項第一目の一般管理費は、町職員の人件費等の經常経費及び後期高齢者医療システムの保守業務委託料が主なものであり、支出済額は一千六百八十四万九千円余りとなったものであります。第二項第一目の徴収費は、徴収にかかった費用であり、支出済額は三十一万五千円余りとなったものであります。

二百八十八ページの第二款第一項第一目の後期高齢者医療広域連合負担金の保険料等負担金は、町で徴収した保険料及び保険料軽減額の公費負担分であり、支出済額は一億五百五十七万一千円余りとなったものであります。広域連合事務費負担金は広域連合職員の給与費等に係る共通経費の町負担分であり、支出済額は六百二十四万八千円となったものであります。療養給付費負担金は広域連合で給付を行っている療養給付費に係る町負担分であり、支出済額は一億四千四百八十八万七千円余りとなったものであります。これらは、いずれも広域連合へ支払った負担金であり、負担金の総額は、支出済額で二億

五千六百七十万六千円余りとなったものであります。

第三款諸支出金第二項第一目の一般会計繰出金は、前年度の広域連合負担金及び、療養給付費負担金の確定に伴い広域連合から返納された返納金を一般会計へ繰出金として精算したものであり、支出済額は五百八十万円余りとなったものであります。

よって、二百九十ページの歳入総額が二億八千二百十一万四千円余り、歳出総額が二億七千九百六十七万三千円余りとなり、歳入歳出差引額は二百四十四万一千円余りとなったものであります。これは翌年度へ繰り越すものでございます。

以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤健一君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十五号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第五十六号平成二十二年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

歳入歳出決算の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

それでは、議案第五十六号平成二十二年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の概要について、ご説明申

上げます。

説明に当たりましては、収入済額及び支出済額の欄を用い、金額については千円単位の説明といたします。

三百三十ページをお開きください。

実質収支に関する調書で説明しますが、歳入総額十六億二千三百三十七万三千元。歳出総額は十六億一千八百六十二万五千元で、歳入歳出差引額四百七十四万八千元となっております。平成二十二年度においては、全額の四百七十四万八千元を介護保険財政調整基金へ積み立てをし、今後の財政調整に充てるものです。

それでは、二百九十六ページの歳入歳出決算書款項別集計表の歳入をごらんください。

第一款保険料第一項介護保険料は、六十五歳以上の方の保険料で、調定額二億五千八百八十九万六千元に対し、収入済額二億四千八百六十二万七千元で、収納率は九六・〇三％となりました。今後ともしっかりと説明をしながら、納付に協力いただくよう努めてまいります。

第二款使用料及び手数料は、過年度の督促手数料です。

第三款の国庫支出金四億一千四百七十六万五千元、第四款の支払基金交付金四億四千五百二十一万六千元、第五款の県支出金二億三千六十七万四千元につきましては、後ほど説明をいたしたいと思っております。

第六款財産収入七万七千元は、介護保険財政調整基金介護従事者処遇改善臨時特例基金の利息であります。

第七款繰入金の第一項の一般会計繰入金二億四千八百六十九万二千元は、後ほど説明いたします。第二項の基金繰入金三千四百三十三万七千元は、財源調整のため、介護保険財政調整基金からの繰入金と介護従事者の処遇改善のため、介護保険従事者処遇改善臨時特例基金からの繰入金であります。

第九款諸収入第三項雑入九十八万三千元は、要支援に認定されている方の介護予防計画の作成料であります。

それでは、二百九十八ページの歳入歳出決算書款項別集計表の歳出をごらんください。

第一款総務費の第一項総務管理費四千九百三十三万五千円は、職員人件費等が主な費用で、対前年度比二三・八％の減となりました。これは地域包括支援センターが藤崎町社会福祉協議会に委託されたことから、職員が二名減少したことが主な理由であります。第二項徴収費六十二万七千円は保険料の決定通知等の送付の通信運搬費が主なものであります。第三項介護認定審査会費一千百五十六万四千円は、介護保険の介護度等の認定にかかわる費用で、主なものとしたしましては、津軽広域連合で実施している介護認定審査会の負担金が主なものであります。第四項趣旨普及費七千円、第五項介護運営協議会費十六万五千円は介護保険のPRのための費用、介護保険運営協議会の運営にかかわる費用と事務的経費であります。

第二款保険給付費の十四億七千八百十八万九千円については、後ほど説明をいたしたいと思います。

第三款地域支援事業の第一項介護予防事業費一千百二十二万五千円は、介護予防のための運動機能向上等の事業委託費用と、介護状態を判定するための生活機能評価であります。生活機能評価については、平成二十三年度より、簡略化されることから、多くの方が二十二年度に評価を受けたために、一七・七％の増となったものであります。第二項包括的支援事業任意事業費二千百七十万四千円は、地域包括支援センターの運営にかかわる費用であります。詳細につきましては、後ほど説明いたします。第三項介護予防支援費三十五万七千円は、介護予防計画作成のための費用であります。

第四款基金積立金第一項基金積立金一千九十万六千円は、財源調整等のため、介護保険財政調整基金へ積み立てしたものと介護従事者の処遇改善のため、介護従事者処遇改善臨時特例基金の利息分を積み立てしたものであります。

第五款公債費四百四十六万六千円は、平成十八年から平成二十年度の第三期の介護保険計画の間に、県の財政安定化基金から借り入れした一千三百四十万円の借入金に対する返還金であります。

第六款諸支出金第一項償還金及び還付加算金三千七万四千円は、国、県補助金等の返還にかかわる費用であります。

引き続き主なものの詳細について説明をいたします。

三百四ページをお開きください。

第三款国庫支出金第一項国庫負担金第一目介護給付費負担金二億七千四百九十九万円は、居宅介護費用に対する二〇%、施設等介護給付費用に対する一五%を国が負担することとなっており、その国負担分であります。第二項国補助金第一目調整交付金一億二千七百七十六万円は、介護給付費の五%の交付率を基本に、各市町村の高齢化率等の状況により調整を行い、国から支出になるものですが、平成二十二年度においては、八・六九%の交付となったものであります。第二目地域支援事業交付金介護予防事業二百八十五万八千円は、介護予防事業費用に対する二五%の国負担分であります。第三目地域支援事業交付金包括的支援事業任意事業九百十五万六千円は、地域支援事業費用等に対する四〇%の国負担分であります。

三百六ページをお開きください。

第四款支払基金交付金第一項支払基金交付金第一目介護給付費交付金四億四千百七十八万六千円、二目地域支援事業支援交付金三百四十三万円は、介護保険は先ほど保険料のところでも申し上げましたが、六十五歳以上の方に納付いただく保険料と四十歳以上六十五歳未満の方に、各医療保険を通して、社会保険診療報酬支払基金へ納付いただく納付金から成り立っています。この支払基金から、介護給付費、介護予防費の三〇%が交付になったものであります。

同じページの第五款県支出金第一項県負担金第一目介護給付費負担金二億二千四百六十六万六千円は、居宅介護費用に対する一二・五%、施設等介護給付費用に対する一七・五%の県負担分であります。第二項県補助金第一目地域支援事業交付金介護予防事業百四十二万九千円は、介護予防事業費用に対する一二・五%の県負担分であります。

第七款繰入金第一項一般会計繰入金第一目介護保険給付費繰入金一億八千四百七十七万三千円は、介護給付費用に対する一二・五%の市町村負担分であります。第二目地域支援事業繰入金介護予防事業百四十万三千円は、介護予防事業費用に対する一二・五%の市町村負担分であります。第三目地域支援事業繰入金包括的支援事業任意事業四百二十一万五千円は、包括的支援事業に対する二〇%の市町村負担分であります。第四目その他一般会計繰入金五千八百二十九万九千円は、職員人件費等事務費に対する一般会計繰入金であります。

歳出に参ります。三百二十ページをお開きください。

第二款保険給付費第一項介護サービス等諸費第一目介護サービス等諸費十三億二千五百六十五万三千円は、要介護状態にある方に対するサービス給付で、平成二十二年度においては、全体で〇・八%の伸びとなりました。内容では、グループホーム等の地域密着型介護サービス給付費が一・四%、施設介護サービス給付が二・六%の伸びを示しており、施設系のサービスが伸びる結果となりました。第二目介護予防サービス等諸費五千二百九十六万九千円は、要支援状態の方の介護予防にかかわる経費で、全体で二・四%の伸びとなっており、中でも介護予防福祉用具費購入は、二・七九倍、介護予防住宅改修費は一・八三倍となっており、予防事業の普及が進んでいるものと考えております。第三項高額介護サービス費等費第一目高額介護サービス等費三千五百二十六万四千円は、同一月内に受けたサービスの自己負担額がそれぞれの世帯の所得の状況により定められている額一般世帯で三万七千二百円ですが、を越えた場合に支給されるもので、五・八%の伸びとなったものでございます。

三百二十二ページをお開きください。

第四項高額医療合算サービス等費第一目高額医療合算介護サービス等費三百十六万九千円は、介護保険と医療保険の両方を利用したときの自己負担額が年額で高額になったときに、それぞれの世帯の状況により、一般世帯で年間五十六万円ですが、により定められている額を超えた場合に支給されるものであります。第五項特定入所者介護サービス等諸費第一目特定入所者介護サービス等費五千九百二十七万七千円は、所得の低い方が施設サービス等を利用した場合に、保険料の段階により、その食費、居住費等の一部を支給するもので、七・四%の伸びとなったものです。

三百二十四ページをお開きください。

第三款地域支援事業費第二項包括的支援事業任意事業費第一目介護予防ケアマネジメント事業費四百十三万八千円、第二目総合相談権利擁護事業五百八十二万五千円、第三目包括的継続的ケアマネジメント支援事業一千五十七万九千円は、地域

包括支援センターの運営に係る経費で、平成二十二年四月より、社会福祉協議会に委託して、要介護状態等になることの予防に関する事業、総合相談窓口、虐待防止に関する事業、高齢者が住みなれた地域で暮せるよう医療機関を初め、関係機関との連携を図る事業を実施していますが、住民により近い存在となったことから、相談件数が六・九倍と大幅にふえるなど、順調に推移しております。

以上であります。

○委員長（工藤健一君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

最後説明をしておりましたんですけれども、三百二十四ページのですね、包括支援事業、この総合相談、権利擁護事業費、それからケアマネジメント事業費、それから包括的ケアマネジメント支援事業、この一と三って、どこがどう違うんですか、これ。事業の内容は。

○委員長（工藤健一君）

福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

お答えいたします。第一目の介護予防ケアマネジメント事業でございますが、この事業は、介護予防の特定高齢者、いわゆる介護予防になる可能性の高い方のケアプラン等の作成をする事業でございます。それから、第三目の包括的継続的ケアマネジメント事業でございますが、これは医療機関と関係機関との連携を図る事業で、具体的なもので申し上げますと、医療ネットワーク会議を開催してございますが、その会議とか、あるいは介護支援専門員相互間の連携を図る事業、ケアマネ

会議も実施してございますが、そういったことが内容となっております。

以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そうしますと、これはいずれもあれなんですか、包括支援センター運営協議会、社協に払ったということなんですか、一、二、三とも、それとも、三については、何か支払うところが分かれているんですか。どういうふうに理解すればよろしいんでしょう。

○委員長（工藤健一君）

福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

一は、これ社会福祉協議会の方に支払いしているものでございます。三の三目の中で、地域包括支援センター運営協議会委員の一節の報酬、それから二節の委託料の中の地域包括支援センターシステム保守業務委託料の四十九万二千六百六十円、それと十九節区市町村総合事務組合負担金（補助金）五千七百四十六円につきましては、それぞれの委員、あるいは委託先、あるいは区市町村総合事務組合の方に支払いしているお金でございまして、残りの包括的・継続的ケアマネジメント支援業務委託料が、これは社会福祉協議会の方に支払いしているものでございます。

以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

かいつまんで言うとシステムだとか、これは社協じゃないけれども、それからその下のケアマネジメント支援事業運営委託料ですか、これはあれですよ、社協に払っているんですよ。運営委託料ですから、主に藤崎は社協に委託しているわけですから。というふうに、この包括的・継続的ケアマネジメント支援事業運営委託料一千万円ですよ、約ね。これは社協に払っているんですか、どこに払っているんですかということを知っているんですけれども。

○委員長（工藤健一君）

福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

先ほども申し上げましたけれども、この包括的・継続的ケアマネジメント支援事業運営委託料につきましては、社会福祉協議会の方に支払いしているものでございます。

以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員に申します。三回まで同じ質問です。

○浅利直志委員

これでやめて、違うことを聞きますよ。

○委員長（工藤健一君）

それでは、許します。

○浅利直志委員

もっと聞かねばまいねな、そういうふうな態度をとるんだば。

そうすればですね、この三百二十三ページですね。

この介護予防特定高齢者施設事業費、これも通所型介護予防事業（運動器）委託料と、こういうふうになっているんですけども、これは運動器具を貸すという委託、どういう事業なんですか、どこに支払ったんですか、どういう事業で、どこに支払ったんでしょうか。

それから、下の生活機能評価委託料五百九十五万円ってあるんですけども、これはどこに委託して、こういうのを生活機能の評価して、その結果はどういうふうになっていらっしゃるんでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

まず最初の運動器でよろしいんでしょうか。通所型介護予防事業の運動器の委託料でございますが、これはときわ会病院の方に委託をして、支払いしているものでございます。ちなみに、この内容といたしましては、運動機能の低下のおそれのある方に、体操、体幹筋力等の向上の訓練を行うものでございます。

それから、生活機能評価でございますが、これにつきましては、各事業所の方で調査をする部分と、あと病院のお医者さんが調査をする部分と両方に分かれてございます。各事業所の方は、町内にある事業所の方をお願いをしているものでありまして、お医者さんの方は、その対象の方が通常通院されている医院の方に委託をしているものでございます。

以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありますか。浅利委員。

○浅利直志委員

そうしますと、さまざま介護予防のために小分けというか、細分化して、さまざま支払いを厳密に起こすってばなんですけれども、そうすれば、例えばときわ会病院に運動機能の向上訓練のために委託しているというのは、これは介護予防が必要な人というか、その認定を受けた人だというふうに考えられますけれども、それはときわ会に行ったときに、そこで訓練を受けるんですか、それとも何か出張してくるというようなことなんですか。どちらのシステムでやっていらっしゃるんでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

この事業は通所型になっておりますので、ときわ会病院の方に行って訓練を行うというものでございます。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

それと関係してですね、ときわ会病院に行ってということなんですけれども、例えば包括支援事業をやっているですね、温泉の近くにある通所施設というか、デイサービスをやっているところですね、そこに出張してきて訓練をするというような対応は対象外になっているんですか、それともそれらも含めてやっていらっしゃるんですか。

○委員長（工藤健一君）

福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

デイサービスの方に行かれていますのは、介護保険の認定を受けている方でございます。ここで申している特定高齢者と申

しますのは、介護保険の認定を受ける前の方で、介護状態になる可能性の高い方として認定した方がこの事業に参加しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

他に。浅利委員。

○浅利直志委員

最後にいたします。

介護保険もですね、年度がたちましてですね、介護保険の予防も含めて新たな介護、これらに基づいてですね、介護保険の計画もつくっていると思うんですけども、介護保険とそれからこのサービスを受けるためのカバーするための保険料と、いいですか、その辺も二十二年度の決算に基づいて現在作成中だと思うんですけども、保険料の点について言えばですね、どういうふうなですね、目安を持っていらっしゃるのかですね、その点について関連してお聞きしたいと思います。

○委員長（工藤健一君）

福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

委員、おっしゃるとおり、ただいま第五期の介護保険計画については策定作業に入っております。ただ、介護保険料の額については、まだ算定中で決まっておりません。ただ、認識といたしましては、国が示している金額で六千円を超えるという形で新聞報道されていることもございまして、多少は上がる可能性もあるのかなというふうな認識が現在のところでございます。

○委員長（工藤健一君）

これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤健一君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十六号は認定すべきものと決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後三時二分
